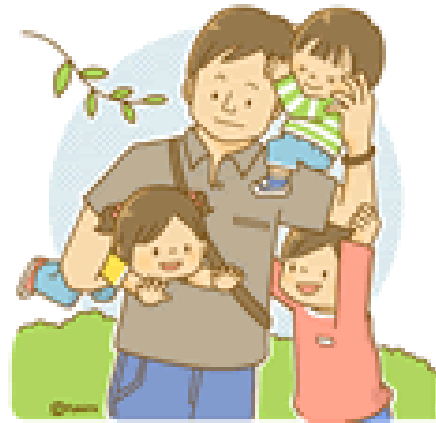


大分県

ひとり親家庭等

自立促進計画

第3次計画



平成27年3月

大分県

## はじめに

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うことから、生活や健康面、子育てや就労など様々な悩みを抱えています。また、ひとり親になった理由も、離婚、配偶者の死亡、DV、未婚による出産など様々であり、それぞれ異なった事情を抱えています。

本県では、平成21年度に策定した「大分県ひとり親家庭等自立促進計画第2次計画」による取組を、市町村や関係機関のご協力をいただきながら、これまで着実に進めてまいりました。その結果、生活相談や就業相談など相談体制が一定程度整備され、父子世帯に対する支援体制も整ってまいりました。また、平成24年12月から医療費助成制度の現物給付を実現し、ひとり親家庭の負担を軽減するなど、一定の成果を挙げたところです。

一方で、国の調査結果では、子どもの6人に1人が貧困の状況にあることから、子どもの貧困対策が求められる中で、とりわけ、ひとり親家庭の半数が貧困の状況にあり、ひとり親家庭への支援の必要性がますます高まっています。親や家庭への支援だけでなく、子どもへの支援という視点も欠かせません。

このような状況の中、引き続きひとり親家庭や寡婦を支援するため、このたび、「大分県ひとり親家庭等自立促進計画第3次計画」を策定しました。

新しい計画の主な特徴は、次の3点です。1点目として、第2次計画の基本目標である「子育て・生活支援」、「就業支援」、「養育費確保」、「経済的支援」に加え、新たに「相談体制と情報提供の充実」を基本目標に掲げました。支援の第一歩は相談です。相談に訪れた方の気持ちや悩みをしっかりと受け止め、適切なアドバイスを行う体制を整えます。また、支援が必要な方に正しい情報を届けることも重要です。2点目は、「養育費確保と面会交流支援」の充実です。これらは、ひとり親家庭の経済的基盤という側面だけでなく、子どもの健全な育ちを支えるという意味からも重要であり、養育費確保と面会交流実施に向けた支援に取り組めます。3点目は、「子どもへの支援」です。貧困の世代間の連鎖を未然に防止するためにも、学習支援や就職支援などを通じ、子どもの夢や希望をかなえられる環境づくりに努めます。

本県は、「子育て満足度日本一」の実現を目指し、積極的な取組を進めています。ひとり親家庭の皆様が、「がんばって子どもを育ててよかった。」「自分も子育てを通じて成長できた。」と実感できる社会となるよう、きめ細かな支援を行ってまいります。

これからの5年間、市町村をはじめとした関係機関や民間企業、団体などと連携を深めながら、計画に掲げた取組を着実に実行してまいります。県民の皆様の一層のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

平成27年3月

大分県福祉保健部長 平原 健史

# 目次

第1章 大分県ひとり親家庭等自立促進計画第3次計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
(1)ひとり親家庭等施策の必要性.....	1
(2)ひとり親家庭及び寡婦福祉対策における法改正について.....	1
(3)県計画について.....	2
2 計画の対象.....	2
3 計画の位置づけ.....	2
4 計画の期間.....	3
5 県民意見等の反映.....	3
(1)「ひとり親家庭実態調査」の実施.....	3
(2)「母子・父子福祉団体役員、母子・父子自立支援員との意見交換会」の実施.....	3
(3)「県民意見募集(パブリックコメント)」の実施.....	3
(4)「大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会母子福祉部会」の開催.....	3
第2章 ひとり親家庭の現状と新たな課題について.....	4
1 ひとり親家庭の生活実態.....	4
(1)離婚件数の推移等.....	4
(2)世帯数等の推移.....	4
(3)世帯の構成.....	5
(4)住居の状況.....	5
(5)就業状況.....	5
(6)収入状況(全国値).....	6
(7)子どもの状況等.....	6
(8)暮らし向き(全国値).....	7
(9)公的制度等の利用状況(全国値).....	7
(10)相談相手について(全国値).....	7
(11)まとめ.....	7
2 ひとり親家庭実態調査.....	9
(1)仕事について.....	9
(2)収入について.....	9
(3)ひとり親の困りごと、悩みごとについて.....	10
(4)子どものことについて.....	10
(5)養育費について.....	11
(6)面会交流について.....	12
(7)子どもの面会交流について.....	14

3 母子・父子福祉団体役員、母子・父子自立支援員の意見	15
(1) 母子家庭と父子家庭共通	15
(2) 父子家庭(父子家庭特有の部分)	16
(3) 寡婦	16
4 新たな課題	17
(1) 相談、情報提供	17
(2) 就業支援	17
(3) 子どもへの支援	17
(4) 養育費と面会交流	17
(5) 父子家庭への支援	17
第3章 第2次計画の評価	18
1 全体評価	18
2 施策の個別評価	18
3 今後取り組むべき課題	18
第4章 計画の基本理念と施策の基本的な考え方	19
1 基本理念(めざす姿)	19
2 施策推進にあたっての基本的な考え方	19
(1) 関係法令を踏まえた施策	19
(2) 施策の総合的な推進	19
(3) きめ細かな施策の展開	19
(4) 新たな課題に対応した施策の実施	19
3 施策の基本的な方向性	20
(1) 国、県及び市町村の役割分担と連携	20
(2) 就業支援の強化	20
(3) 相談機能の強化	20
(4) 福祉と雇用の連携	21
4 基本目標	21
5 施策の体系	22
第5章 計画推進のために取り組む施策	23
1 相談体制と情報提供の充実	23
2 子育て・生活支援策の充実	25
3 就業支援の推進	29
4 養育費確保及び面会交流支援対策の充実	32
5 経済的支援の充実	33
参考資料	36
1 数値目標	36

2	ひとり親家庭実態調査 .....	37
3	大分県ひとり親家庭等自立促進計画第2次計画の評価 .....	50
4	大分県社会福祉審議会児童相談分科会母子福祉部会委員 .....	51

## 第1章 大分県ひとり親家庭等自立促進計画第3次計画の策定にあたって

### 1 計画策定の背景と趣旨

#### (1) ひとり親家庭等施策の必要性

県の年間離婚件数は、平成15年を最多に減少しているものの、母子家庭及び父子家庭(以下「ひとり親家庭」という。)は増加傾向にあります。ひとり親家庭の置かれている生活実態や就業状況等を見ると、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこととなった直後から、その生活は大きく変化し、住居、収入、子どもの養育等の面で様々な困難に直面することとなります。

特に、母子家庭の母の場合、就業経験の不足、結婚・出産等により就業が中断していたことに加え、子育てとの両立のため、その就職又は再就職には困難が伴うことが多く、臨時・パートタイムの形態での就労の割合が高くなっています。さらに、約80%の離婚母子家庭は養育費が支払われていないことなどから、その80%が就業しているにもかかわらず、平均年収は223万円と低い水準にとどまっているのが現状です。

こうしたことから、特に母子家庭施策については、子育てをしながら収入面・雇用条件等でより良い職業につき、経済的に自立できることが、母本人にとっても、子どもの成長にとっても重要なことであり、自立のための就業支援の必要性が高まっています。

一方、父子家庭の父については、既に家計の担い手として就業している場合が多いことから、その平均年収は380万円となっていますが、母子家庭と同じく厳しい生活を強いられている場合も多く、様々な自立支援策が必要な状況にあります。

また、離別世帯の子どもの養育においては、その養育の責務は両親にあり、離婚により変わるものではありません。子どもを監護しない親からの養育費は、子どもの権利であるにもかかわらず、その確保が進んでいないことから、親の子どもに対する責務の自覚を促し、子どもを監護しない親がその責務を果たしていくべきことを、社会全体が当然のこととする気運を醸成していくこととともに、更なる養育費確保に向けた取組を推進していく必要があります。さらに、母子、父子を問わず親との離死別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、そのことによる子どもの精神面に与える影響や進学のみなど、子どもの成長過程において生じる諸問題についても、十分な配慮が必要です。

寡婦についても、子どもが成人したとはいえ、収入面などでの困難を抱えています。

このように、ひとり親家庭及び寡婦の抱えている困難は、多くが複雑に重なり合っていることから、引き続き総合的な支援策を推進する必要があります。こうした観点から、母子・父子福祉団体等様々な関係者と緊密に連携を図りながら、ひとり親家庭及び寡婦の置かれた状況に応じてきめ細かな支援を実施することが重要です。

#### (2) ひとり親家庭及び寡婦福祉対策における法改正について

平成14年、ひとり親家庭及び寡婦福祉対策を根本的に見直し、新しい時代の要請に的確に対応すべく、「母子及び寡婦福祉法」が改正されました。この改正は、母子家庭及び寡婦に対する

「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置いており、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開することとされました。

また、子育てと就業との両立が困難であること、就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなかったこと等の母子家庭の母が置かれている特別の事情、並びに子育てと就業との両立が困難であること等の父子家庭の父が置かれている特別の事情から、平成 24 年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が施行されました。

さらに、平成 26 年、ひとり親家庭に対する支援策の拡充及び支援体制の強化を図ることを目的に、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」及び「児童扶養手当法」が改正されました。この改正では、①ひとり親家庭への支援体制の充実、②ひとり親家庭への支援施策・周知の強化、③父子家庭への支援の拡大、④児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しが図られました。

### **(3) 県計画について**

県では、平成 17 年 3 月に、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦(以下、「ひとり親家庭等」という。)の生活の安定と向上を目的とした施策を総合的、計画的に進めるために、「大分県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定しました。

さらに、国の基本方針を踏まえ、平成 22 年 3 月に「大分県ひとり親家庭等自立促進計画第 2 次計画」(以下、「第 2 次計画」という。)を策定し、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間にわたって、子育てと生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援などの施策を実施してきました。

この間、様々な施策を積極的に展開してきましたが、ひとり親家庭等の置かれた状況は、依然として厳しいものがあります。加えて、大人が一人の世帯における子どもの貧困率は 54.6%と、子どもがいる世帯の 15.1%を大きく上回っており、経済的に苦しい世帯が多いことがうかがわれます。子どもの貧困対策など、子どもの健やかな成長のための施策の実施も求められているところです。

こうした状況を踏まえ、県では、第 2 次計画の見直しを行い、ひとり親家庭等をさらにしっかりと支えるきめ細かな施策の展開を内容とする、「大分県ひとり親家庭等自立促進計画第 3 次計画」を策定することとしました。

## **2 計画の対象**

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦を対象とします。

## **3 計画の位置づけ**

この計画は、次に掲げる性格を有します。また、施策の推進にあたっては、その他各種計画との連携を図ります。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 12 条に基づき策定する母子

家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画

(2)大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン 2005 改訂版」の部門計画

(3)おおいた子ども・子育て応援プラン(第3期計画)の部門計画

#### 4 計画の期間

この計画は、平成 27(2015)年度から平成 31(2019)年度までの5年間を計画期間とします。

#### 5 県民意見等の反映

この計画を策定するにあたっては、以下のとおり、ひとり親家庭の皆さんの意見や母子・父子福祉団体役員、母子・父子自立支援員の声を広く聴く機会を設けました。また、いただいた意見について計画への反映に努めるとともに、県ホームページ等で情報提供するなど、策定過程の公表にも努めました。

##### (1)「ひとり親家庭実態調査」の実施

ひとり親家庭の皆さんが日頃感じていることや行政に対するニーズなどを把握するため、平成 25 年 8 月に市町村の協力をいただき、「ひとり親家庭実態調査」を実施しました。

##### (2)「母子・父子福祉団体役員、母子・父子自立支援員との意見交換会」の実施

日頃から、ひとり親家庭等への支援にあっている一般財団法人大分県母子寡婦福祉連合会の役員の皆さんや各市の母子・父子自立支援員の皆さんとの意見交換会を開催し、ひとり親家庭等が抱える悩みやその解決策などについて、意見をいただきました。

##### (3)「県民意見募集(パブリックコメント)」の実施

計画の素案に対する意見を広く聴くため、平成 26 年 10 月 15 日から 11 月 14 日にかけて、「県民意見募集(パブリックコメント)」を実施しました。

##### (4)「大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会母子福祉部会」の開催

計画の策定にあたり、学識経験者や関係機関の代表等から構成される「大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会母子福祉部会」を3回開催し、委員から専門的な意見をいただきました。

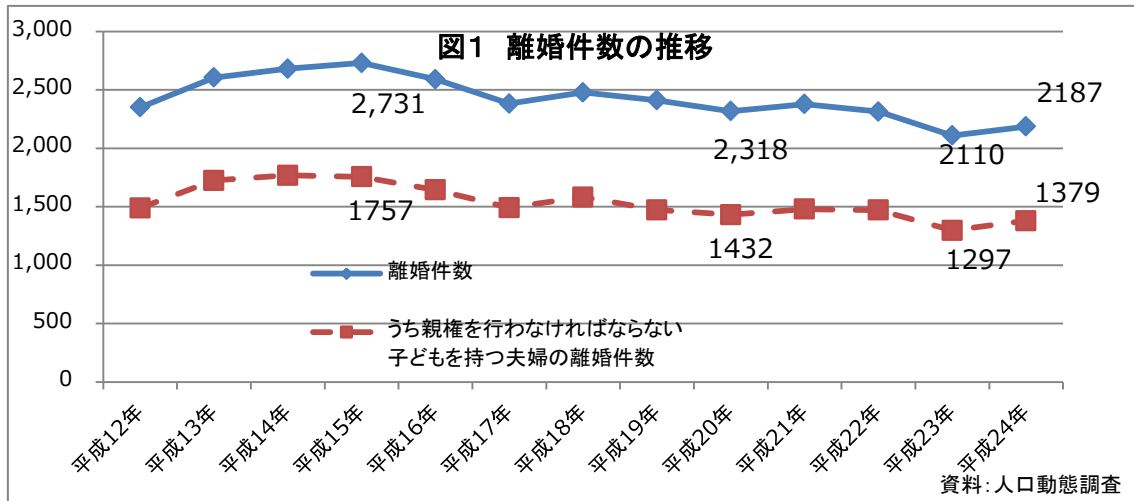


## 第2章 ひとり親家庭の現状と新たな課題について

### 1 ひとり親家庭の生活実態

#### (1) 離婚件数の推移等

離婚件数は、平成15年には2,731件と、過去最高となったが、平成16年からは減少傾向となり、平成24年の離婚件数は、2,187件となっている。うち、親権を行う子どもがある件数は、平成15年には1,757件であったが、平成24年は、1,379件となっている。

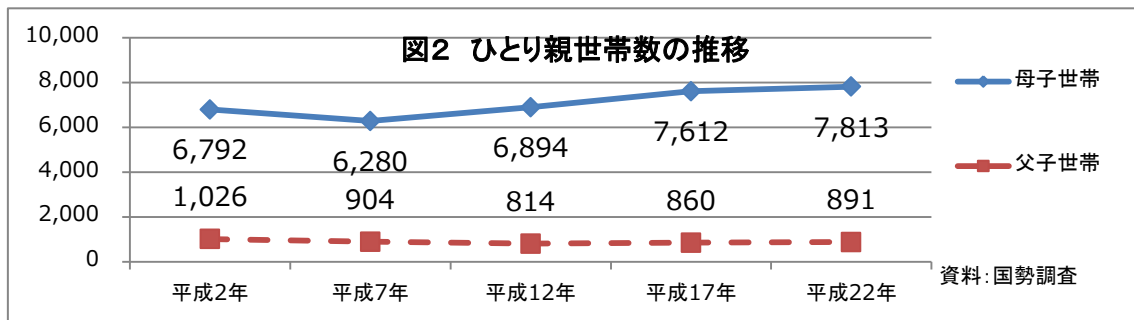


#### (2) 世帯数等の推移

ア 「母子世帯」の数は、平成22年で7,813世帯20,830人となっており、平成17年の7,612世帯20,298人と比べ、それぞれ2.6%、2.6%増加している。また、「父子世帯」の数は、平成22年で891世帯2,312人となっており、平成17年の860世帯2,227人と比べ、それぞれ3.6%、3.8%増加している。県内のひとり親家庭は、平成22年で8,704世帯であり県全体の1.8%、人員は23,142人で2.0%となっている。

イ 母子世帯になった理由別の構成割合は、死別が7.4%、離別が84.8%、未婚が7.7%となっている。また、父子世帯になった理由別の構成割合は、死別が19.0%、離別が78.5%、未婚が2.0%となっている。

ウ 児童扶養手当の受給世帯については、平成23年度末は11,946世帯、平成24年度末は11,969世帯、平成25年度末は11,932世帯となっており、ほぼ横ばいで推移している。



### (3) 世帯の構成

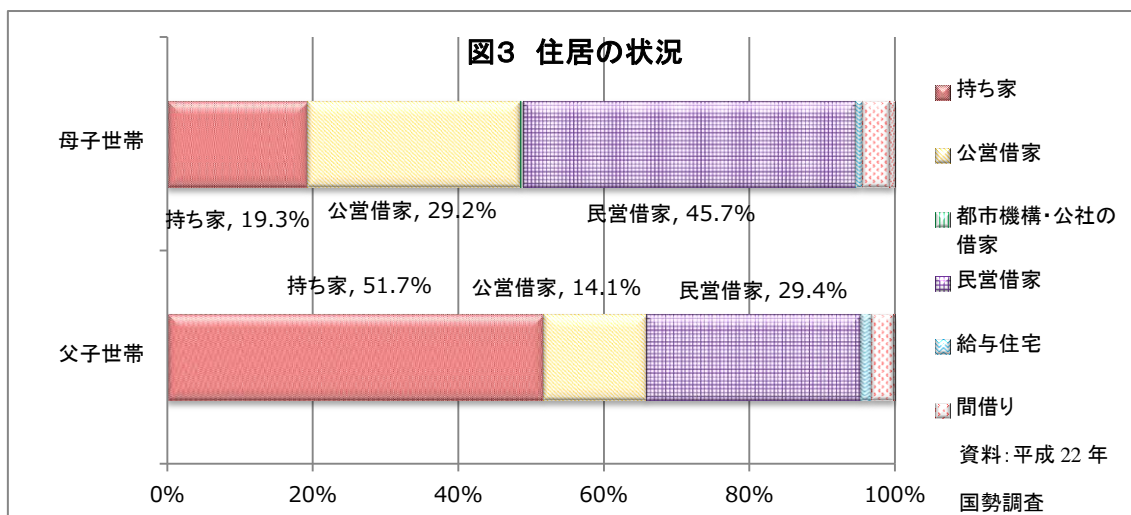
ア 母子世帯の母の年齢は、40歳代が43.3%と最も多く、30歳代が39.6%、20歳代が8.6%となっている。母子世帯の母の平均年齢は39.7歳で、末子の平均年齢は10.6歳となっている。

イ 父子世帯の父の年齢は、40歳代が48.9%と最も多く、50歳代が26.3%、30歳代が23.2%となっている。父子世帯の父の平均年齢は44.8歳で、末子の平均年齢は12.6歳となっている。

### (4) 住居の状況

ア 母子世帯では、民間借家が45.7%、公営借家が29.2%、持ち家が19.3%となっている。

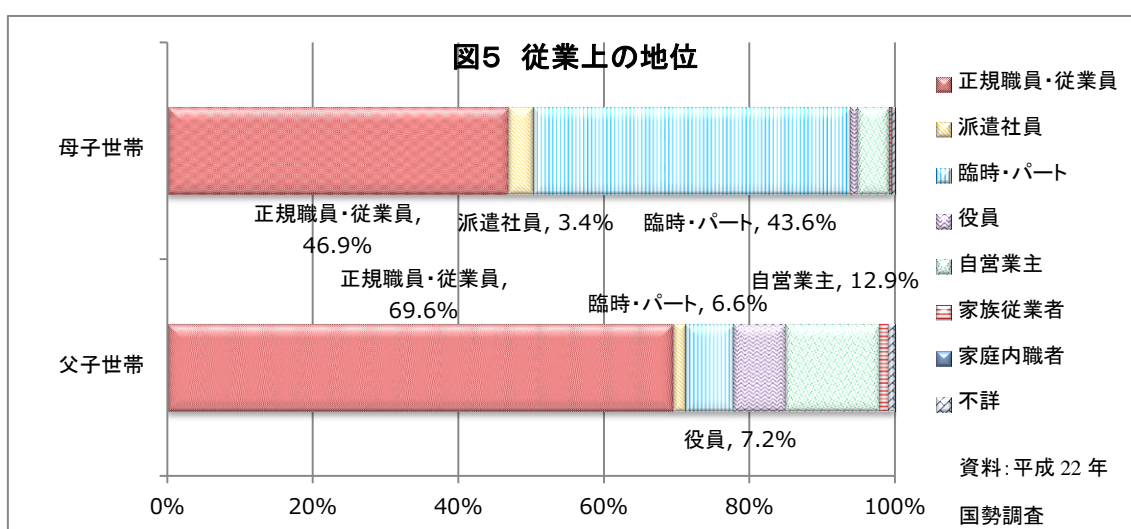
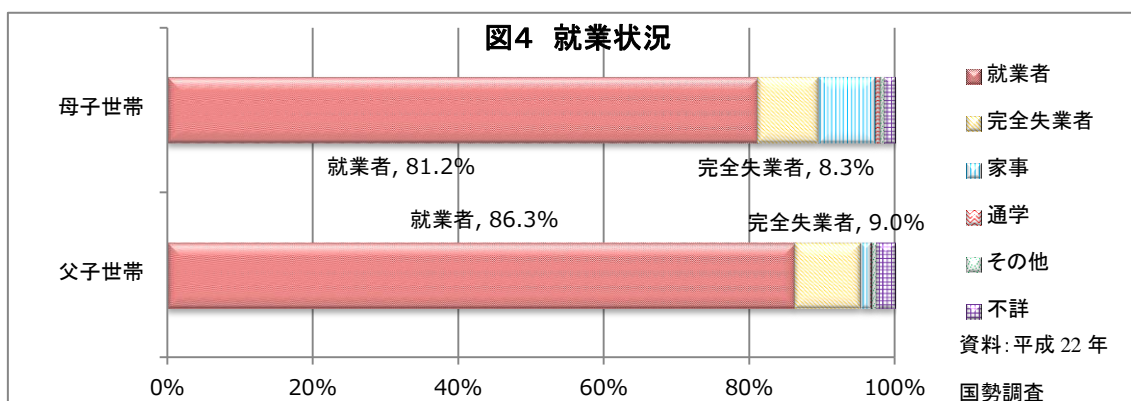
イ 父子世帯では、持ち家が51.7%、民間借家が29.4%、公営借家が14.1%となっており、母子世帯と大きな違いが見られる。



### (5) 就業状況

ア 母子世帯の母の81.2%が就業しており、就業している者のうち正規職員・従業者が46.9%、臨時・パート(臨時・パートタイムの形態で就労する者をいう。以下同じ。)が43.6%、派遣職員が3.4%となっている。仕事の内容は、サービス業が25.5%、事務が22.7%、専門的・技術的職業が16.9%となっている。

イ 父子世帯の父の86.3%が就業しており、就業している者を雇用形態別に見ると、正規職員・従業者が69.6%、自営業主が12.9%、役員が7.2%、臨時・パートが6.6%となっている。仕事の内容は、生産工程が20.7%、建設・採掘が12.0%、販売が11.8%、輸送・機械運転が11.3%となっている。



## (6) 収入状況(全国値)

ア 母子世帯の平成 22 年の年間の平均収入金額(就労収入、生活保護法に基づく扶助、児童扶養手当、養育費等すべての収入の金額。以下同じ。)は、291 万円(平成 17 年 213 万円)となっている。母子世帯の半数は、平均収入金額 240 万円以下となっている。

イ 父子世帯の平成 22 年の年間の平均収入金額は、455 万円(平成 17 年 421 万円)となっている。父子世帯の半数は、平均収入金額 390 万円以下となっている。

## (7) 子どもの状況等

ア 母子世帯における 1 世帯当たり子ども(20 歳未満)の数は、「1 人」が 48.9%、「2 人」が 38.3%となっている。小学校入学前の児童の養育の状況については、保育所が 71.8%と最も高く、幼稚園が 10.3%となっている。

イ 父子世帯における 1 世帯当たり子ども(20 歳未満)の数は、「1 人」が 54.1%、「2 人」

が 34.0%となっている。小学校入学前の児童の養育の状況については、母子世帯と同様、保育所が 63.8%と最も高く、幼稚園が 18.1%となっている。

ウ 16 歳の子どもの在学率では、母子世帯は 95.0%、父子世帯は 91.4%となっており、県全体の 98.0%に比べ、いずれも低くなっている。

エ 19 歳の子どもの在学率では、母子世帯は 46.2%、父子世帯は 34.9%となっており、県全体の 60.9%に比べ、いずれも低くなっている。

表1 子どもの就学状況

		就学状況				在学状況				卒業	
		在学中	卒業	未就学	不詳	小・中学校	旧中・高校	短大・高専	大学・大学院	就業者	その他
16歳の子ども	母子世帯	95.0%	4.8%	0.2%	0.0%	0.5%	98.4%	1.1%	0.0%	93.6%	6.4%
	父子世帯	91.4%	8.6%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	35.0%	65.0%
	※県全体	98.0%	1.9%	0.1%	0.0%	1.0%	97.4%	1.6%	0.0%	83.5%	16.5%
19歳の子ども	母子世帯	46.2%	53.8%	0.0%	0.0%	1.2%	12.7%	62.3%	23.8%	80.8%	19.2%
	父子世帯	34.9%	65.1%	0.0%	0.0%	0.0%	17.2%	62.1%	20.7%	52.8%	47.2%
	※県全体	60.9%	39.1%	0.0%	0.0%	0.5%	5.0%	43.5%	50.9%	78.7%	21.3%

資料：平成22年国勢調査口

### (8) 暮らし向き(全国値)

母子世帯の 50.9%は「生活が大変苦しい」と感じており、「やや苦しい」を含めれば 85.5%となる。

### (9) 公的制度等の利用状況(全国値)

母子世帯及び父子世帯ともに、公的制度等を利用する割合はあまり高くない。その中で、比較的利用されているのは、公共職業安定所、市町村福祉関係窓口である。また、これまで公的制度等を利用したことがないもののうち、今後利用したい制度として、母子福祉資金が 54.3%で最も多く、次いで、公共職業安定所の 45.6%、自立支援教育訓練給付金事業の 40.7%、母子家庭等就業・自立支援センター事業の 39.7%となっている。

### (10) 相談相手について(全国値)

相談相手が有りと回答があったのは、母子世帯では 80.4%、父子世帯では 56.3%となっている。

### (11) まとめ

#### ア 母子世帯の状況

母子世帯については、生別世帯の割合が高く、借家に居住している割合が高い傾向がある。就業状況は、そのほとんどが就労しているものの 4 割以上が臨時・パートの雇用形態となっており、収入も一般世帯と比較するとお低い水準にある。また、養育費も大半が取得していない状況にあり、その結果、家計について困っているとの回答が最も多くなっている。このように、母子世帯については、特に、子育てと仕事の両立、より収入の高い就業を可能にするための支援、養育費取得のための支援、生活の場の整備

等が重要と考えられる。

#### イ 父子世帯の状況

父子世帯については、母子世帯に比べてその数は少ないものの増加傾向にある。父子世帯は、母子世帯に比べて、持ち家率が高く、また、父子世帯となる以前からほとんどの者が就業しており、その大部分は常用雇用者であり、収入は母子世帯の約 1.5 倍となっている。母子家庭に比べて子どもの養育、家事等生活面で多くの困難を抱えているとともに、相談相手が少ないといった側面もあり、相談や子育て、家事への支援が重要である。

出典：(1)～(7) 国勢調査結果

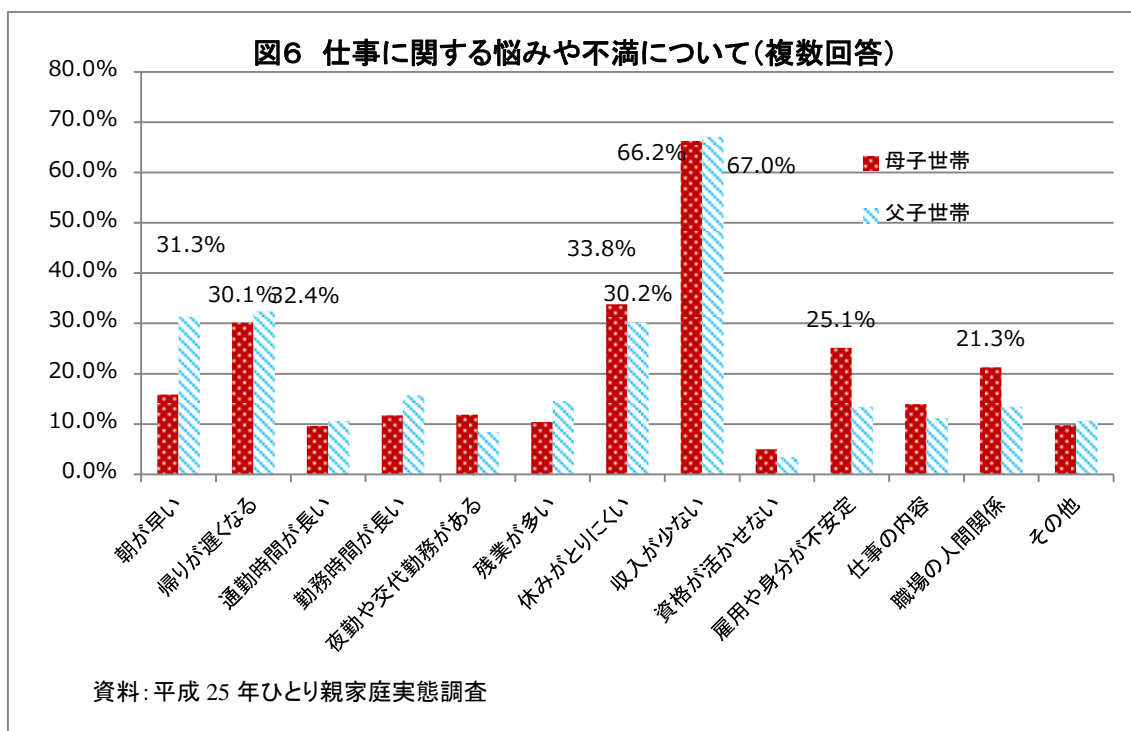
(8)～(10) 平成23年度全国母子世帯等調査結果

## 2 ひとり親家庭実態調査

### (1) 仕事について

ア 母子家庭の悩みや不満では、66.2%の方が「収入が少ない」と感じており、次いで「休みがとりにくい」33.8%、「帰りが遅くなる」30.1%、「雇用や身分が不安定」25.1%、「職場の人間関係」21.3%となっています。習得したい資格・講座は、「パソコン操作技術」が44.5%で最も多く、次いで「介護・看護技術」28.5%、「免許関係」21.6%となっています。

イ 父子家庭の悩みや不満では、67.0%の方が「収入が少ない」と感じており、次いで「帰りが遅くなる」32.4%、「朝が早い」31.3%、「休みがとりにくい」33.8%となっています。習得したい資格・講座は、「免許関係」が55.9%で最も多く、次いで「パソコン操作技術」19.6%となっています。



### (2) 収入について

ア 母子家庭の収入源として、「本人就労収入」が87.3%で最も多く、次いで「年金・手当」42.5%、「養育費・慰謝料」14.5%となっています。総収入は、「100～150万円未満」が28.9%で最も多く、200万円未満が70%を占めています。就労収入は、「100万円未満」が34.4%で最も多く、200万円未満が77%を占めています。

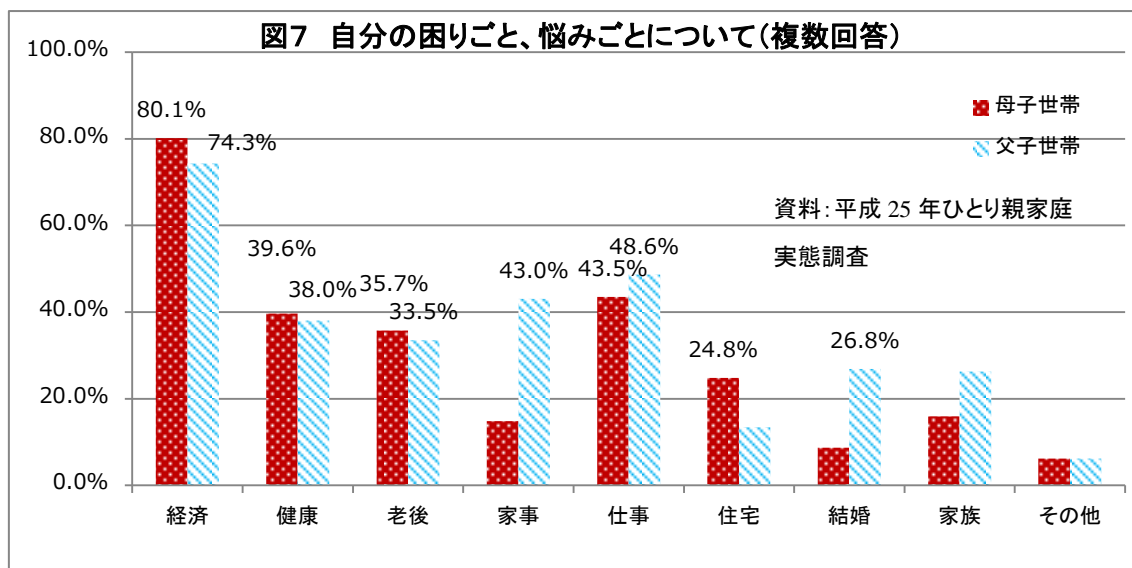
イ 父子家庭の収入源として、「本人就労収入」が94.4%で最も多く、次いで「年金・手当」12.3%となっています。総収入は、「200～250万円未満」が19.6%で最も多く、200万円未満が34%を占めています。就労収入は、「200～250万円未満」が22.9%で最も

多く、200万円未満が40%を占めています。

### (3) ひとり親の困りごと、悩みごとについて

ア 母子家庭になった直後は、88.1%の方が「経済的なこと」に困っており、次いで「仕事」59.3%、「住宅」32.9%、「健康」32.3%、「家事」24.8%、「老後」22.3%となっています。現在は、80.1%の方が「経済的なこと」に困っており、次いで「仕事」43.5%、「健康」39.6%、「老後」35.7%、「住宅」24.8%となっています。母子家庭になった直後に比べ、「経済的なこと」、「仕事」、「住宅」などは、割合が減少している一方、「健康」、「老後」、「家族」などは、割合が増加しています。

イ 父子家庭になった直後は、70.4%の方が「経済的なこと」に困っており、次いで「家事」67.6%、「仕事」52.0%、「健康」31.8%、「老後」24.0%、「家族」21.8%となっています。現在は、74.3%の方が「経済的なこと」に困っており、次いで「仕事」48.6%、「家事」43.0%、「健康」38.0%、「老後」33.5%、「結婚」26.8%となっています。父子家庭になった直後に比べ、「家事」は、割合が減少している一方、「経済的なこと」、「仕事」、「健康」、「老後」、「結婚」などは、割合が増加しています。



### (4) 子どものことについて

ア 母子家庭になった直後は、46.0%の方が「子どものしつけ」に困っており、次いで「学校行事」32.5%、「子どもの健康」30.3%となっています。現在は、38.5%の方が「子どものしつけ」に困っており、次いで「進学」32.0%、「学校行事」20.5%となっています。母子家庭になった直後に比べ、「子どものしつけ」、「学校行事」、「子どもの健康」などは、割合が減少している一方、「学習不振」、「進学」などは、割合が増加しています。

イ 母子家庭の親に聞いた子どもの進学希望については、「大学・大学院」が33.6%で

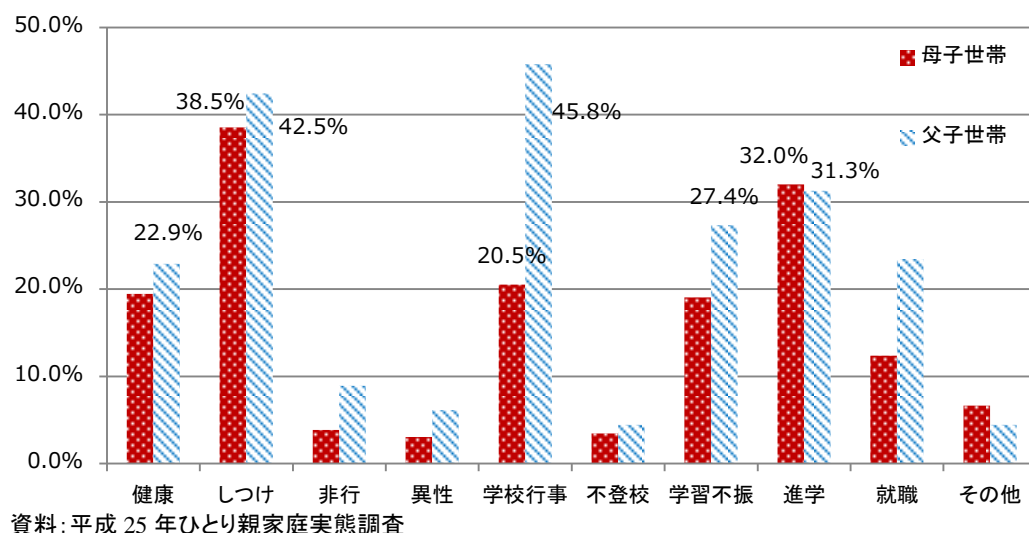


最も多く、次いで「高等学校」27.5%、「専修学校・各種学校」17.1%となっています。

ウ 父子家庭になった直後は、62.0%の方が「学校行事」に困っており、次いで「子どものしつけ」54.2%、「子どもの健康」38.0%となっています。現在は、45.8%の方が「学校行事」に困っており、次いで「子どものしつけ」42.5%、「進学」31.3%となっています。父子家庭になった直後に比べ、「子どものしつけ」、「学校行事」、「子どもの健康」などは、割合が減少している一方、「学習不振」、「進学」、「就職」などは、割合が増加しています。

エ 父子家庭の親に聞いた子どもの進学希望については、「高等学校」が 43.3%で最も多く、次いで、「大学・大学院」27.5%、「高等専門学校」11.2%、「専修学校・各種学校」11.2%となっています。

図8 ひとり親の子どもに関する困りごと、悩みごとについて(複数回答)



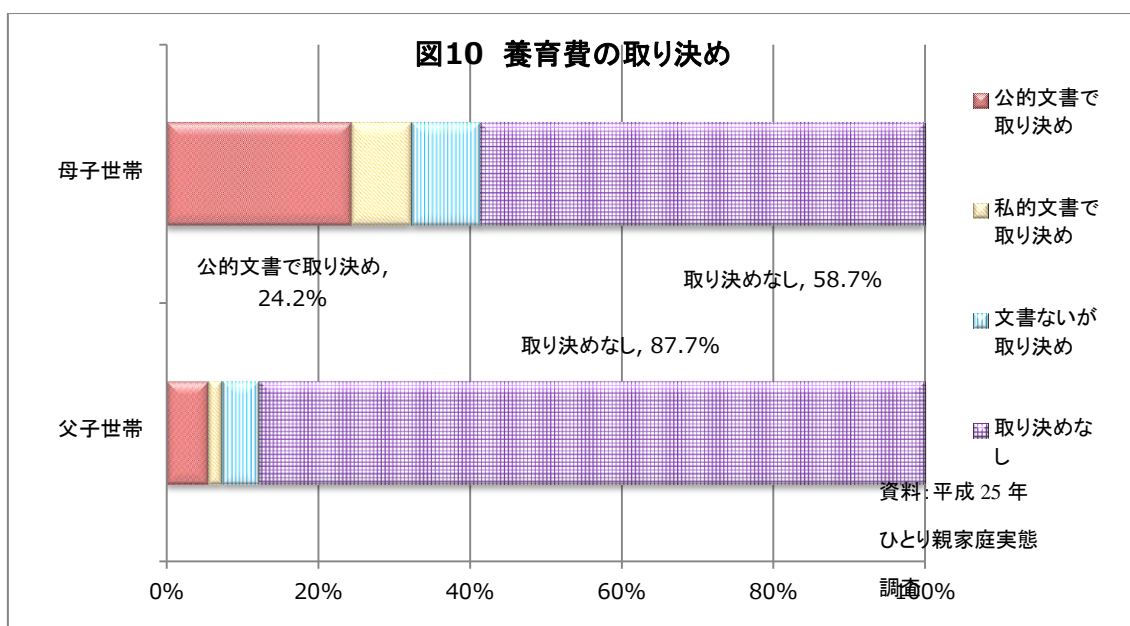
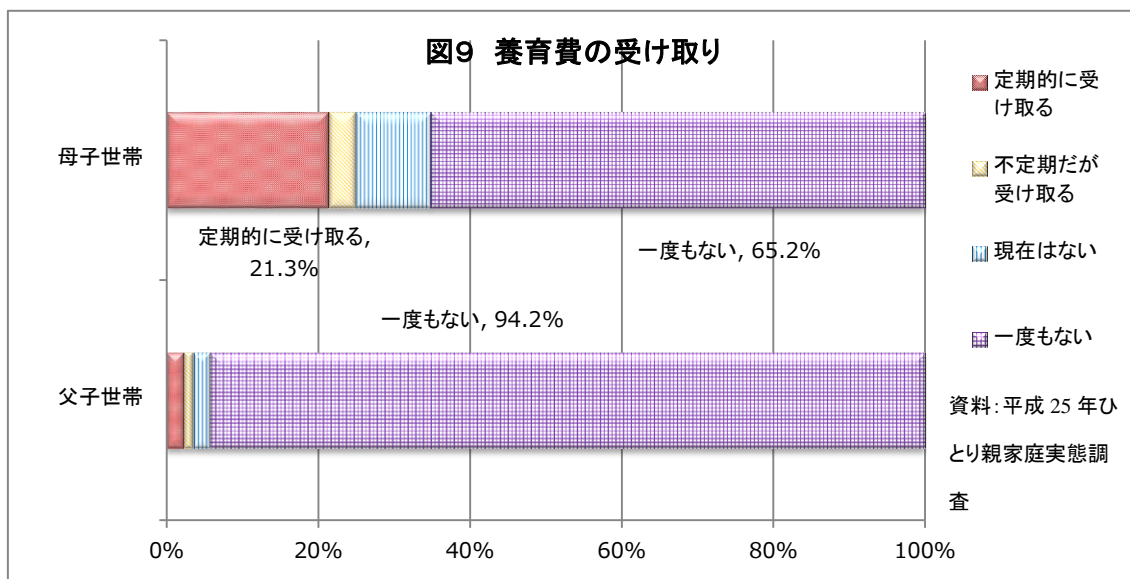
## (5) 養育費について

ア 母子家庭では、養育費は、「一度も受け取っていない」が 65.2%で最も多く、次いで「定期的を受け取る」21.3%、「現在は受け取っていない」10.0%となっています。養育費の取り決めは、「取り決めなし」が 58.7%で最も多く、次いで「公文書で取り決めている」24.2%、「文書はないが取り決めている」9.1%となっています。養育費の取り決めの履行状況は、「守られている」が 50.8%で最も多く、次いで「全く守られていない」34.2%、「一部守られていない」15.0%となっています。

イ 父子家庭では、養育費は、「一度も受け取っていない」が 94.2%で最も多く、次いで「定期的を受け取る」2.3%、「現在は受け取っていない」2.3%となっています。養育費の取り決めは、「取り決めなし」が 87.7%で最も多く、次いで「公文書で取り決めている」5.5%、「文書はないが取り決めている」4.9%となっています。養育費の取り決めの履行状況は、「守られている」が 55.6%で最も多く、次いで「全く守られていない」



33.3%、「一部守られていない」11.1%となっています。

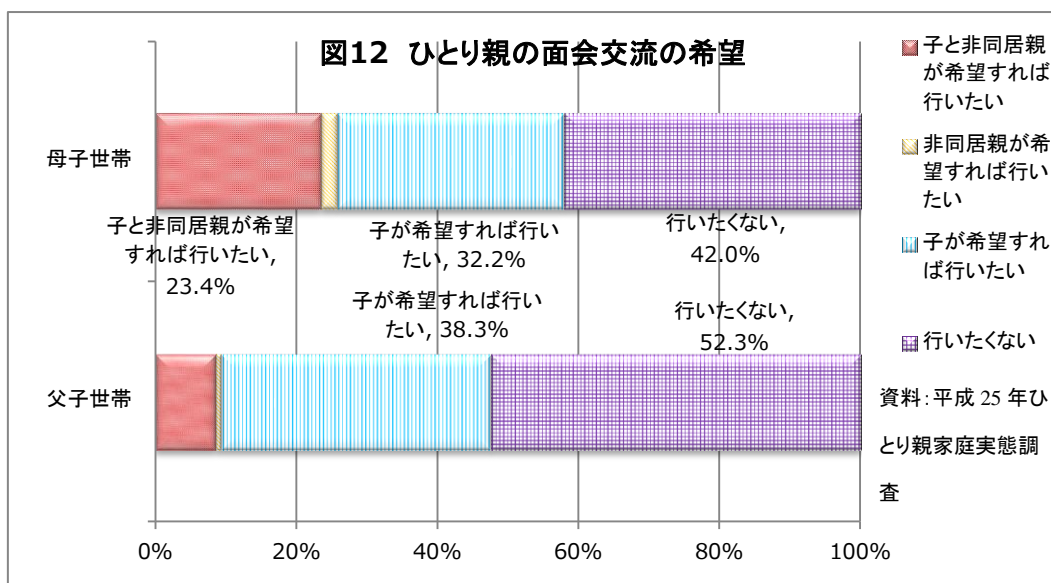
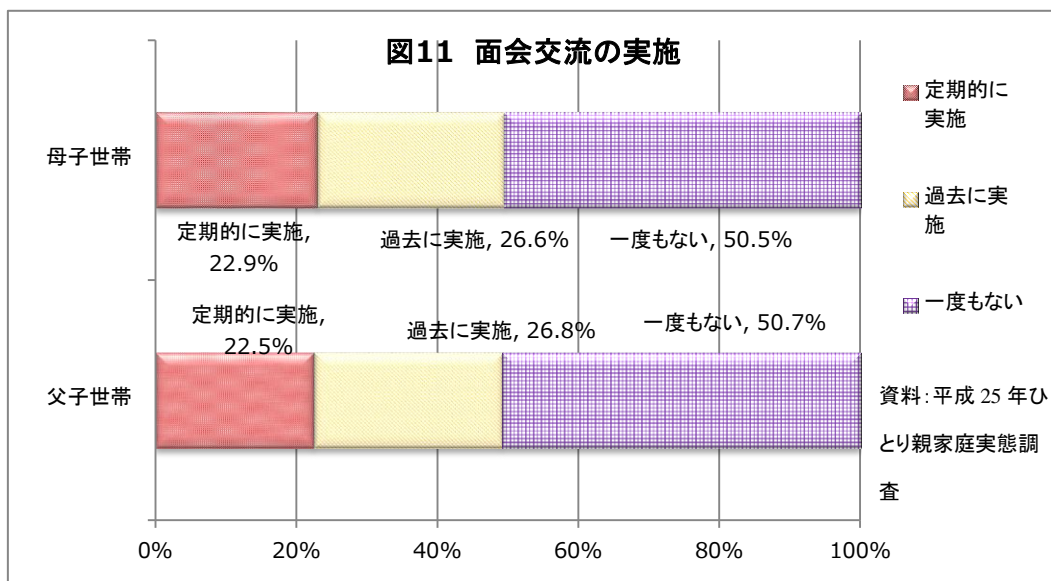


## (6) 面会交流について

ア 母子家庭の子どもと非同居親との面会交流は、「一度も行ったことがない」が 50.5%で最も多く、次いで「過去に行ったことがある」26.6%、「定期的に行っている」22.9%となっています。今後の面会交流は、「行いたくない」が42.0%で最も多く、次いで「子が希望すれば行きたい」32.2%、「子と父が希望すれば行きたい」23.4%となっています。

イ 父子家庭の子どもと非同居親との面会交流は、「一度も行ったことがない」が 50.7%で最も多く、次いで「過去に行ったことがある」26.8%、「定期的に行っている」22.5%となっています。今後の面会交流は、「行いたくない」が52.3%で最も多く、次いで「子が

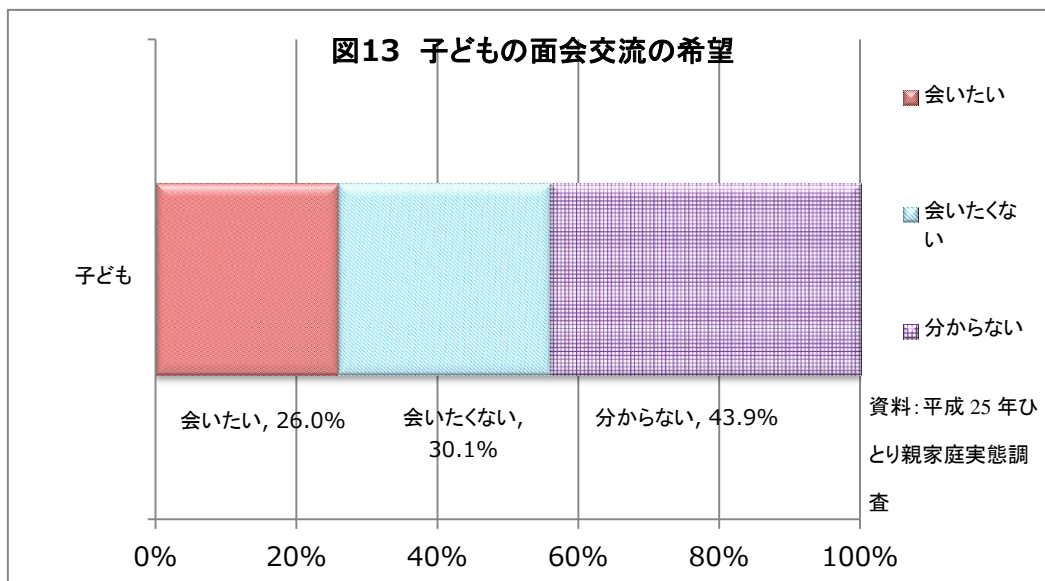
希望すれば行いたい」38.3%、「子と母が希望すれば行いたい」8.6%となっています。



### (7) 子どもの面会交流について

ア 子どもに聞いた非同居親との面会交流は、「一度も会ったり連絡を取っていない」が44.8%で最も多く、次いで「過去に会ったことがあるが、現在は行っていない」30.5%、「会ったり連絡を取っている」24.7%となっています。

イ 今後の面会交流は、「分からない」が43.9%で最も多く、次いで「会いたくない」30.1%、「会いたい」26.0%となっています。



### 3 母子・父子福祉団体役員、母子・父子自立支援員の意見

#### (1) 母子家庭と父子家庭共通

##### ア 子育て・生活

- (ア) 親は仕事、育児、家事をひとりでこなしており、時間に余裕がない。
- (イ) 公営住宅入居希望するも、入居できないケースがある。
- (ウ) 子どもが病気(病後)の時に仕事を休まねばならず、長い時間の仕事を敬遠する要因となっている。
- (エ) 夜間や土日の子どもの預け先がない。
- (オ) 保育所の子どもの迎えが遅れがちになる。
- (カ) 忙しく、地域や学校とのつながりが乏しい。
- (キ) 同居または近隣に住む両親へ家事と育児を任せることで、両親の負担が大きい面もある。

##### イ 就業

- (ア) 収入の少ない世帯が多く、転職を希望する親が多い。
- (イ) 正規雇用先がない。パートで収入が少ない。
- (ウ) 各種制度に所得制限を設けていることで、就業を制限している方が見受けられる。

##### ウ 養育費・面会交流

- (ア) 養育費や面会交流について取り決めをしているケースが少ない。
- (イ) 養育費未払いで、そのままにしている方が多い。

##### エ 経済的支援

- (ア) ほとんどの世帯が「生活が苦しい」と感じている。
- (イ) 放課後児童クラブ負担金が高い。
- (ウ) 安易な貸付は将来の借金となる。
- (エ) 貸付金の申請から交付までに時間がかかりすぎる(特に入学にかかる費用は間に合わない)。
- (オ) 親と同居しているだけで援助がなくても親の所得が認定される制度のため、保育料が高くなる。
- (カ) 前年所得が高ければ、現在無職でも児童扶養手当が支給されない。

##### オ 子ども

- (ア) 経済的理由から、子どもを習い事に通わせられない。
- (イ) 子どもを遊びに連れて行けない。同じ境遇の子ども同士の交流が乏しい。
- (ウ) 要保護児童の割合が高い。
- (エ) 大学進学は奨学金と貸付だけでは事実上難しい。
- (オ) 子どもへの期待が大きすぎ、実態とのギャップがある。
- (カ) 高校生にかかる費用(通学費、実習費など)が高く、中退するケースもある。
- (キ) 他の大人との関わり、経験が乏しい。

##### カ その他

- (ア) 悩みを相談できる人がいない。
- (イ) 前夫からの DV など精神的にダメージを受けている母親が多い。
- (ウ) 若い未婚の母が増えている。資格や就業経験がない方が多い。
- (エ) 離婚前にじっくり相談する機関がない。安易な離婚が多い。
- (オ) 母子の生活を安易に考えて、妊娠・出産するケースが目につく。
- (カ) 他へ依存する親が多い傾向にあり、自立への意欲が乏しい。
- (キ) ひとりで様々な問題を抱えているケースが多い。

## (2) 父子家庭（父子家庭特有の部分）

### ア 子育て・生活

- (ア) 栄養が偏った食事、不規則な食事の心配がある。
- (イ) 家事、育児、学校への関わりが充分にできない。
- (ウ) 家庭内のしつけや教育ができない。子ども（特に女兒）への関わりが不得手である。
- (エ) 帰りが遅くなることで、家事や育児への悪影響が心配される。
- (オ) いきなり家事や育児をこなすことは難しい。

### イ 就業

- (ア) 仕事に必要な資格や免許をとりたい。

### ウ 養育費・面会交流

- (ア) 子どもと前妻との面会交流ができない。

### オ その他

- (ア) サービスや制度についての情報や知識が不足している。
- (イ) 仕事の関係で、役所での手続ができない。
- (ウ) 相談相手がおらず、悩みや困りごとが表面化しない。
- (エ) 突然、妻がいなくなった（家出、病気）というケースがある。

## (3) 寡婦

### ア 子育て・生活

- (ア) ひとり暮らしの方がほとんどである。
- (イ) 地域とのつながりが少ない。
- (ウ) 成人した子どもが自立しないケースは、負担が増える。

### イ 就業

- (ア) 年齢の関係から再就職ができない。

### ウ 経済的支援

- (ア) 医療費への負担が大きい（寡婦医療費助成事業を実施している自治体が少ない）。
- (イ) 年金額、貯蓄額が少なく、借金（貸付金の償還）がある。

### エ その他

- (ア) 健康面と将来への不安感が強い。孤独感がある。
- (イ) 頼れる子どもがいない。

## 4 新たな課題

### (1) 相談、情報提供

ひとり親家庭が増加する中、国や地方自治体によるさまざまな支援策が充実してきたが、その制度やサービスについて、支援を必要としているひとり親家庭に知られておらず、十分に活用されていない状況にあります。また、ひとり親家庭は、生活のこと、就業のこと、子どものこと、養育費のことなど多様な支援ニーズを有しているほか、DVなど緊急の対応が必要な場合もあります。これらの課題を一元的な相談窓口において整理し、具体的な支援メニューの提案につなげていく相談支援体制が求められています。

### (2) 就業支援

ひとり親の多くが就業しているものの、雇用環境や子育てと就業の両立の難しさ等のために、特に母子家庭では非正規雇用の割合が高く、稼働所得が低い状況にあります。就業を希望している方だけでなく、転職を希望するひとり親に対する支援が必要です。また、就労経験がなく資格を持っていない若い世代が未婚の母になるケースも見受けられることから、資格取得も有効な選択肢として、提案していく必要があります。

### (3) 子どもへの支援

平成24年の「子どもの貧困率」(17歳以下)は16.3%ですが、「大人が一人の子どもがいる現役世帯」の相対的貧困率は54.6%となっています。子どもの貧困対策として、ひとり親家庭の子どもに対する支援の強化が求められます。

### (4) 養育費と面会交流

生別ひとり親家庭に対する養育費と、別居親との面会交流は、大切な収入源であるとともに、子どもにとっては、別居して暮らしている親とのつながりを感じることができ、子どもの健やかな成長のためにも重要です。養育費をいかに確保するか、面会交流をどのように実現していくか、それらを希望する方への支援が欠かせません。

### (5) 父子家庭への支援

これまでは、母子家庭に比べ、支援メニューが立ち後れていた面がありました。しかし、父子家庭の増加や多様なニーズの増加に伴い、母子家庭と同じ支援策が求められています。近年、母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法、児童扶養手当法が相次いで制定・改正され、父子家庭への支援策が拡大されています。

## 第3章 第2次計画の評価

### 1 全体評価

第2次計画に盛り込んだ施策のうち、実施に向けての検討を行った結果、大きなニーズがないことや別の施策により目的が達成されるといった理由で、一部実施していないものがあります。

一方で、第2次計画には盛り込んでいなかったものの、ひとり親家庭等の現状を踏まえた結果、計画以上の施策を実施したものもあります。

これらを総合的に判断した結果、基本理念を目指した各種施策を実施することができ、ひとり親家庭等の自立が促進できたと評価しています。

### 2 施策の個別評価

巻末の参考資料を参照。

- (1)子育て・生活支援の充実
- (2)就業支援の充実
- (3)養育費確保対策の充実
- (4)経済的支援の充実

### 3 今後取り組むべき課題

1点目は、すべての子育て世帯が利用できる一般子育て施策のさらなる充実です。ひとり親家庭においては、保育・子育てサービスの利用ニーズが高いことから、保育所や一時預かり、放課後児童クラブといった子どもの居場所や安全が確保できるための施策、とりわけ、延長保育や病児・病後児保育の利用は、ひとり親の安定的な就労と密接な関係があり、さらなる充実が必要です。

2点目は、ひとり親家庭等に対する施策です。まずは、必要なところに確実にサービスを届けるための、情報提供と相談体制の確保が欠かせません。さらに、従来からの就労支援や経済的支援に加え、生別世帯に対する養育費確保が必要です。養育費は、収入の増加という面だけでなく、非同居親とのつながりが子どもの精神的な支えにもなることから、子どもの成長面からも施策の充実が求められます。

3点目は、子どもへの支援です。これまでの施策は、ややもすれば親への支援という側面が大きかった傾向があります。しかし、子どもの貧困対策や、貧困の連鎖を未然に防止するといった観点からも、ひとり親家庭の子どもに対する支援に、これまで以上に力を入れていく必要があります。

## 第4章 計画の基本理念と施策の基本的な考え方

### 1 基本理念（めざす姿）

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の基本理念、国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（以下、「基本方針」という。）」を踏まえ、ひとり親家庭等の現状、第2次計画の評価を勘案し、第3次計画の基本理念は下記のとおりとします。

ひとり親家庭等が、自ら進んで生活の安定と向上を図り、自立した生活を営めるような支援体制を確立し、子どもの心身にわたる健やかな育成と、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の健康で文化的な生活が実現する社会づくりを目指します。

### 2 施策推進にあたっての基本的な考え方

#### （1）関係法令を踏まえた施策

第3次計画は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づくことから、計画や計画に基づく施策は、同法をはじめ、「児童扶養手当法」、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」等を踏まえたものとします。

#### （2）施策の総合的な推進

母子家庭の母及び父子家庭の父（以下、「ひとり親」という。）及び寡婦は、家計を支えるための就業、日常の子育てや家事を一人で担っています。就業と子育て、家事を両立させること、バランスをとることは様々な困難を伴いますが、非常に重要なことです。また、ひとり親及び寡婦は子どものこと、仕事のこと、家庭のことなど、様々な悩みや課題を一人で抱えていることがあります。こうしたひとり親家庭等を支援し、課題の解決に向けて少しでも前進するため、様々な施策を総合的かつ複合的に実施する必要があります。

#### （3）きめ細かな施策の展開

第3次計画に基づく施策を展開する上で大切なことは、ひとり親家庭の子どもたちが心身ともに健やかに育つことです。そのためには、まず、子どもたちが安心して生活できる場としての家庭環境を整備し、さらに家庭の生活を安定させ、自立に向けて努力していくことが求められます。第3次計画に掲げる施策は、自立に向け努力するすべてのひとり親家庭等のニーズに応じた、きめ細かなものでなければなりません。

#### （4）新たな課題に対応した施策の実施

この5年間で、ひとり親家庭等の状況や意識も変わってきています。また、ひとり親家庭等を取り巻く社会環境も大きく変化しています。このことから、新たな課題も浮き彫りになっています。施策の実施にあたり、現状に即した新たな視点を加えることとします。



### 3 施策の基本的な方向性

#### (1) 国、県及び市町村の役割分担と連携

ひとり親家庭等に対する施策については、国、県、市町村が、適切に役割を分担しながら、互いに連携することが必要です。

国は、ひとり親家庭及び寡婦に係る施策や制度の企画・立案、調査・研究を行うとともに、施策の普及・啓発や関係者の研修等を行います。さらに、施策や取組について情報提供を行うなど、県や市町村に対する支援を行います。

一方、県及び市では、国の策定する基本方針に即して、「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画」を策定すること等を通じて、地域の実情に応じて、計画的にひとり親家庭及び寡婦施策を実施することが必要です。また、母子・父子自立支援プログラム策定等事業、母子家庭等就業・自立支援事業等の施策を推進することが求められます。その他、ひとり親家庭及び寡婦施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策を検討し、地域の実情に応じた母子家庭等及び寡婦への支援を行う。

さらに、県は、広域的な観点から、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、情報提供を行うなど、市町村に対する支援を行うことが必要です。

また、市町村は、住民に身近な地方公共団体として、ひとり親家庭及び寡婦に対し、相談に応じ、施策や取組について情報提供を行うとともに、医療費助成など独自の施策を積極的に推進することが必要です。加えて、市では、児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行う重要な役割を担うことが求められます。

#### (2) 就業支援の強化

ひとり親家庭等の自立、生活の安定と向上を図るためには、その就業を支援し、就業により収入を安定的に確保することが重要です。特に母子家庭の母については、より一層、その置かれた状況を的確に把握し、その状況等に対応した施策を充実させていく必要があります。国、県、市町村では、ひとり親家庭等に対する就業相談の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供や、母子・父子自立支援プログラムの策定のほか、公共職業訓練の実施、職業能力開発のための給付金、ひとり親の雇用を促進するための事業主に対する助成金等施策を実施しており、今後は、こうした施策をさらに拡充し、ひとり親家庭等の自立と生活の向上を図っていく必要があります。

#### (3) 相談機能の強化

県が設置する大分県母子・父子福祉センターや、県と大分市が共同設置する大分県母子家庭等就業・自立支援センター(以下「就業・自立支援センター」という。)では、一般相談や法律相談に加え、就業相談も一体的に行っており、今後とも総合的相談窓口としての機能を果たしていく必要があります。

また、県内では全市が、母子・父子自立支援員を配置しています。母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭及び寡婦の抱えている問題を把握し、母子・父子福祉団体等と連携し、その解決に必要なかつ適切な助言及び情報提供を行うなど、ひとり親家庭等に対する総合的な相談窓口として重要な役割を担うことが求められています。さらに、母子・父子自立支援プログラムの策定を通して、ひとり親家庭等への支援の中心となることが期待されています。

また、地域における福祉の増進を図る民生・児童委員においては、ひとり親家庭等の相談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る制度、施設及びサービスについて助言し、問題の解決に努めること等が重要です。

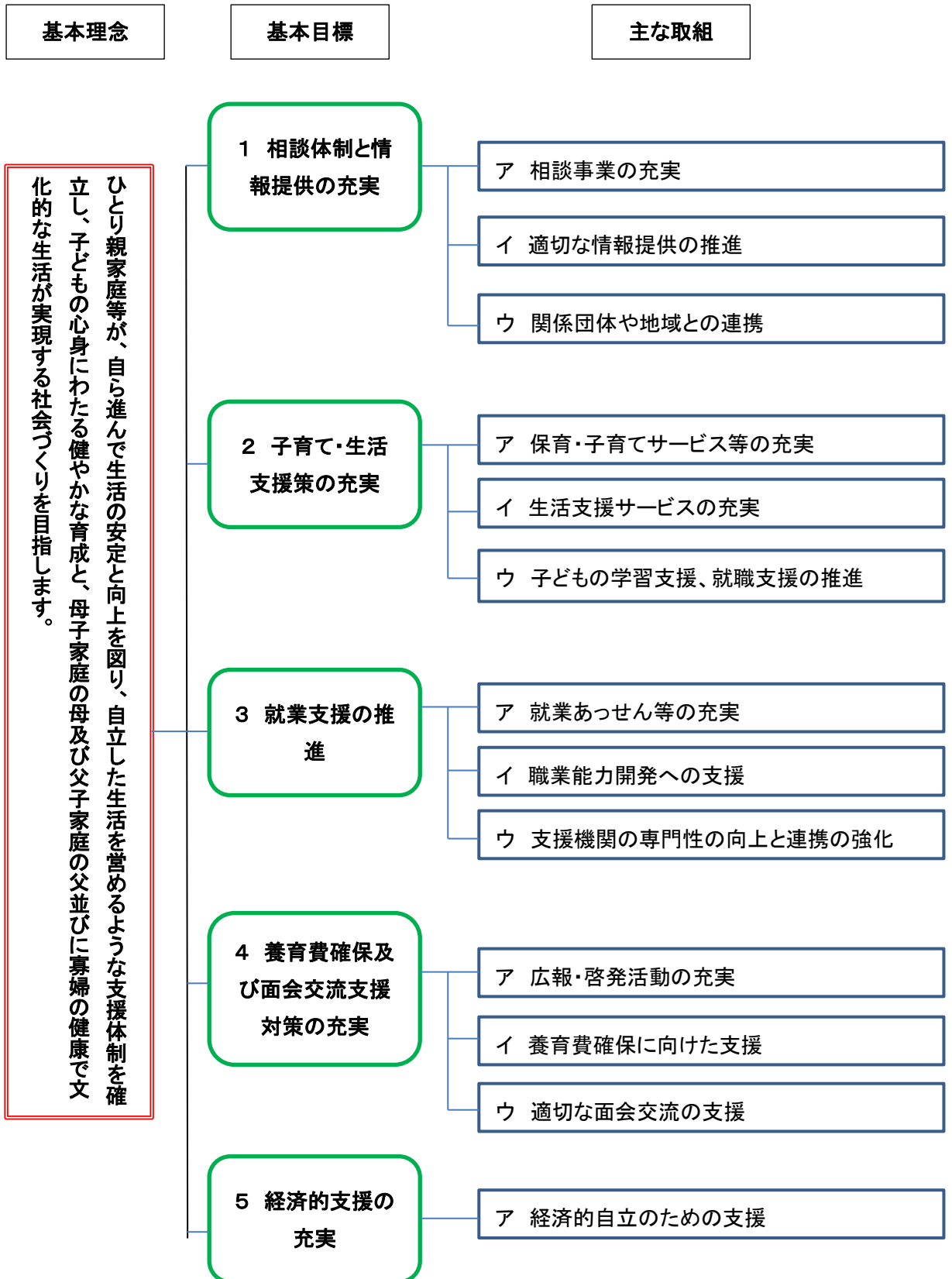
#### **(4) 福祉と雇用の連携**

ひとり親家庭及び寡婦の自立を図るためには、就業に関する情報や、就業する際の子育て支援など、福祉と雇用の施策の緊密な連携が不可欠です。そのため、国、県、市町村の福祉担当部局と雇用担当部局が緊密に連携することが求められます。

## **4 基本目標**

第3次計画では、基本理念(めざす姿)を実現するため、5つの基本目標を掲げ、これらの施策を総合的かつ計画的に推進します。第2次計画において基本目標として掲げた「子育て・生活支援策の充実」、「就業支援の推進」、「養育費確保及び面会交流支援対策の充実」、「経済的支援の充実」に加え、新たに「相談体制と情報提供の充実」を基本目標に加え、ひとり親家庭等がいつでも相談でき、様々な必要な情報を入手できるような取組に、いっそう力を注ぎます。

## 5 施策の体系



## 第5章 計画推進のために取り組む施策

### 1 相談体制と情報提供の充実

#### (1) 現状と課題

ひとり親家庭等では、ひとり親が子育て、生計、家事の役割を一人で担っているため、子どもや親自身、日常生活のことなどで様々な困難や悩みを抱えています。また、離婚や死別、未婚での出産、DVなど、ひとり親となる以前から、それぞれが他に相談しにくい悩みや心配事を抱えています。

このような状況に適切に対応するため、ひとり親や寡婦の気持ちに寄り添って相談できる窓口が必要です。県内では、すべての市に母子・父子自立支援員が配置されており、ひとり親家庭等の相談対応、情報提供の中心となることが期待されています。

また、個々のひとり親家庭等の抱える課題を把握し整理し、家庭全体が自立の方向へ向かうことができるよう、適切な支援メニューを提供できる体制づくりが求められます。

さらに、様々な支援策が準備されているにも関わらず、支援を求める方に、こうした情報が十分に届いていないことが指摘されており、ひとり親や寡婦への適切な情報提供について充実させる必要があります。

#### (2) 基本的な方向

ア 母子・父子自立支援員をひとり親家庭等からのワンストップ相談窓口と位置づけ、総合的かつ計画的な支援を行います。

イ 大分県母子・父子福祉センターと母子・父子自立支援員の相互連携のもと、ひとり親家庭等からの相談に対応する職員の資質向上を図るとともに、他の関係相談機関との連携を強化します。

ウ 大分県母子・父子福祉センター及び各市町村相談窓口（以下、「ひとり親家庭等相談窓口」という。）において、様々な支援施策についての情報提供を行い、希望者が適切なサービスを受けられるよう努めます。

#### (3) 主な取組

##### ア 相談事業の充実

##### (ア) 大分県母子・父子福祉センター事業の充実

- a 大分県母子・父子福祉センター専門員が、関係機関と連携し、来所や電話による一般相談に適切に対応します。
- b 弁護士による無料法律相談を定期的実施し、法的な課題にも対応します。
- c 就業・自立支援センターとの一体的な支援を行います。
- d 母子・父子自立支援員からの相談に対応するとともに、相談事例集を作成するなどひとり親等相談援助体制の中心となります。
- e 和室の一般開放などを通じて、広く大分県母子・父子福祉センターの周知に努めます。

- f 関連する相談機関や関係機関との連携を深めるとともに、相談対応能力の向上に努めます。

(イ)母子・父子自立支援員による相談事業の充実

- a ひとり親家庭等からの様々な相談に適切に対応できるよう、また、住居や生活、就労、教育、DVなど関係機関と密接に連携できるよう、母子・父子自立支援員を対象とした研修機会を提供します。
- b 母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等からの相談に対して、必要な情報提供をワンストップで行うことができるよう、技術的な支援を行います。

(ウ)母子・父子自立支援プログラムの策定

- a 各市において、児童扶養手当受給者のうち希望する方に対し、個々のニーズ等に応じた母子・父子自立支援プログラムを策定することができるよう、市への支援を行います。
- b 各市が策定したプログラムに基づき、各市が支援実施機関と連携し、きめ細かで継続的な支援を行うことができるよう、支援を行います。

(エ)子育て相談機能の充実

- a 24時間365日体制で子どもと子育てに関するあらゆる電話相談を受ける「いつでも子育てほっとライン(0120-462-110 よろず110番)」を充実することにより、子育ての不安解消を図ります。
- b 児童相談所の相談支援機能のさらなる強化を図るとともに、市町村要保護児童対策地域協議会への支援を行います。

## イ 適切な情報提供の推進

(ア)ひとり親家庭ハンドブックの作成と配付

- a 市町村において、ひとり親家庭等への支援策を盛り込んだハンドブックを作成し、配付することができるよう、ハンドブックのひな形を作成し、市町村へ配付します。
- b ハンドブックで様々な制度やサービスを紹介することにより、ニーズに応じたきめ細かな情報を提供します。

(イ)あらゆる機会を捉えた広報の実施

- a 市町村において、児童扶養手当現況届やひとり親家庭等医療費助成事業の更新の機会、離婚届受理窓口を活用し、制度や施策についての広報活動を強化します。県では、市町村の取組を促進します。
- b 県や市町村の広報誌やホームページを活用し、ひとり親家庭等の支援を周知、啓発します。
- c 父子家庭が利用できる行政サービスについてのチラシを配付するなど、父子家庭に対する広報を強化します。
- d 教育機関をはじめ関係する行政機関に対し、ひとり親家庭への支援策について積極的に広報することで、ひとり親と子供への支援を広げます。

## ウ 関係団体や地域との連携

### (ア) 母子・父子福祉団体の活動支援

- a 地域のひとり親家庭等からの相談や交流活動を行っている母子・父子福祉団体の活動を支援します。
- b 地域の母子・父子福祉団体に対して、行政の動向についての情報を提供するとともに、定期的な情報交換の場を設定し、ひとり親家庭等の実情を把握することに努めます。

### (イ) 生活困窮者自立相談支援窓口の設置

- a 県内全ての市町村に生活困窮者自立相談支援窓口を設置し、地域におけるひとり親家庭等からの相談を受け、それぞれに合った寄り添い型の支援や関係機関の紹介を行います。

#### 数値目標

指標	最新データ	単位	最新年度	目標値 (平成 31 年度)
大分県母子・父子福祉センターへの相談件数	444	件	平成 25 年度	463
弁護士による無料法律相談の相談件数	53	件	平成 25 年度	90
母子・父子自立支援員等研修会の参加人数	60	名	平成 25 年度	78
大分県母子家庭等就業・自立支援センターでの母子・父子自立支援プログラムの作成件数(2回以上面接)	84	件	平成 25 年度	100

## 2 子育て・生活支援策の充実

### (1) 現状と課題

子育てと就業、家事の両立のためには、子育てや生活面での支援の充実が不可欠です。

ひとり親や寡婦の子育て・生活支援に対するニーズは、家族の状況やその置かれた環境により様々です。特に子どもの保育に困っている場合があり、子どもの保育やしつけ、教育に悩んでいるひとり親が多くなります。さらに、他に頼ったり相談できる方が少ない傾向にあるため、心身の負担が大きく、健康への不安を抱えている方もいます。

また、ひとり親となったことを起因とする子どもへの影響も懸念されます。子どもの生活面や学習面への支援、進路に関する支援など、子どもに対する支援をいっそう充実させる必要があります。

多様なニーズに応じた支援を行うためには、一般の子育て支援とひとり親家庭等に対する支援をうまく組み合わせることが求められます。

## (2) 基本的な方向

- ア 安心して子育てと就業、家事の両立ができるよう、子育てや生活面での支援体制の整備を促進します。
- イ 子育て面では、保育サービスを確実に提供するとともに、病児・病後児保育や一時預かりのサービスを拡大します。
- ウ 生活面では、家事や育児に関して、ひとり親家庭等をきめ細かに支援できる体制を各地域で整備します。

## (3) 主な取組

### ア 保育・子育てサービス等の充実

#### (ア) 保育所優先入所の実施

- a 全市町村が子どもの保育所への優先入所を継続するよう、市町村を支援します。

#### (イ) 家庭的保育など

- a 少人数の単位で3歳未満の子どもを預かる家庭的保育(保育ママ)、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育を実施する市町村を支援します。

#### (ウ) 延長保育など

- a 保護者の働き方の多様化に対応するため、保育所の延長保育の実施を促進します。
- b 幼稚園や認定こども園で実施する在園児を対象とした預かり保育(一時預かり)の実施を促進します。

#### (エ) 病児・病後児保育

- a 病気のため、保育所等での保育が困難な子どもを、病院・診療所等で預かる病児・病後児保育の実施を促進します。

#### (オ) 一時預かり

- a 冠婚葬祭、保護者の育児疲れや病気等のため、一時的に家庭での子育てが困難となった場合に、子どもを保育所等で預かる一時預かりの充実を図ります。

#### (カ) 子育て短期支援事業

- a 保護者が病気等の理由により、家庭における子どもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で短期間(7日以内)子どもを預かるショートステイ事業を促進します。
- b 保護者が仕事やその他の理由で、平日の夜間又は休日に不在となり、子どもの養育が困難になった場合に、児童養護施設等で子どもを預かるトワイライトステイ事業を促進します。

#### (キ) 地域における子育て支援

- a 認定こども園や幼稚園、保育所等における、地域の子育て家庭に対する相談や、施設を活用した親子交流の場の開設等による情報提供等、保育士等の専門性を活用した地域の子育て支援の取組を促進します。

(ク)地域子育て支援拠点、利用者支援事業

- a 主に乳幼児とその親が気軽に集い、交流や育児相談ができる地域子育て支援拠点の設置を促進するとともに、地域全体で子どもの育ち・親の育ちを支援するための取組のほか、家庭等に出向く訪問支援を行う等、機能の充実に努めます。
- b 地域子育て支援拠点等で子育て家庭の個別ニーズを把握し、相談・情報提供等を行う利用者支援事業の充実に努めます。

(ケ)放課後児童クラブ

- a 昼間、家庭に保護者がいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブの設置を促進するとともに、ニーズに応じた開所時間を確保する等、サービスの向上を図ります。

イ 生活支援サービスの充実

(ア)県営住宅優先入居の推進

- a 県営住宅の入居募集を行う場合、ひとり親家庭向けの優先入居枠を設置します。
- b 同様の取組を、市町村に働きかけます。

(イ)母子生活支援施設の利用促進

- a 支援が必要な母子家庭の円滑な入所に努め、自立に向けた支援を充実させるとともに、退所後においても、各種の福祉サービスが効果的に活用できるように、市町村や母子・父子自立支援員と協力して支援することに努めます。

(ウ)子育て・生活支援(相互扶助)の推進

- a 保護者の病気や買い物等の用事の際に、地域の人たちが会員制で子育てを助け合う「ファミリー・サポート・センター」の実施を促進します。
- b とりわけ、ひとり親家庭に対し、地域の中で、子育てや家事を手伝ってほしい人と手伝いたい人とをマッチングすることにより、支援を受けたい人に希望する支援が迅速に届くような体制を、市町村ごとに整備できるよう、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」等の情報提供を通じて市町村を支援します。
- c 地域において、孤立しがちなひとり親家庭同士、寡婦の交流の場を設けるなど、仲間づくりを通じた相互扶助について、市町村や母子・父子福祉団体の取組を支援します。

ウ 子どもの学習支援、就業支援の推進

(ア)小中学生への学習支援

- a 小中学生に対し、放課後や土曜日、夏休み等の長期休暇中に、体験・交流・学習活動を提供するため、地域の人たちの協力を得て、放課後チャレンジ教室や土曜教室の実



施を促進します。また、放課後児童クラブとの連携を推進します。

(イ) 高校生等への学習支援

- a 授業料の負担を軽減するため、所得要件を満たす高校生等のいる世帯に対し、高等学校の授業料の支援として、就学支援金を支給します。
- b 県立高等学校の生徒を対象に、家庭の経済状況に応じて、授業料を減免します。また、私立高等学校の生徒を対象に、家庭の経済状況に応じて、授業料の負担軽減を行います(私立高等学校が低所得者世帯を対象に授業料減免を行った場合に、その経費の一部を負担)。
- c 授業料以外の教育費負担を軽減するため、所得要件を満たす世帯に対し、奨学のための給付金(高校生等奨学給付金)を給付します。

(ウ) 奨学金等の活用促進による学習支援

- a 子どもの学習支援のため、教育費用免除制度をはじめ奨学金制度や貸付金制度などについて、学校とともに周知を図るとともに、その適正な利用についての相談にあたる市町村を支援します。
- b ひとり親家庭等相談窓口において、子どもの進学に際し必要となる経費などについて、早い段階から情報提供を行い、計画的な進路選択に役立てます。
- c ひとり親家庭等相談窓口において、子どもの状況について確認し、必要に応じ、学校や保育所、家庭相談員、児童委員などと連携・情報共有を行い、支援に努めます。

(エ) 教育、労働関係機関との連携による就業支援の推進

- a 就職を希望する子どもに対し、希望する進路に進むことができるよう、教育機関や労働機関と連携し、市町村や就業・自立支援センターにおいて相談にあたります。

数値目標

指標	最新データ	単位	最新年度	目標値 (平成 31 年度)
保育所優先入所等を実施する市町村数	18	市町村	平成 26 年度	18
ひとり親家庭の子どもの在学率(16 歳)	94.3	%	平成 22 年	98.0
ひとり親家庭の子どもの在学率(18 歳)	75.3	%	平成 22 年	82.1
ひとり親家庭の子どもの在学				

率(19歳)	44.7	%	平成22年	60.9
--------	------	---	-------	------

### 3 就業支援の推進

#### (1) 現状と課題

ひとり親家庭等の自立のためには、就業機会の確保が極めて重要ですが、就業経験や十分な技能が不足している場合もあり、希望に添った就業は容易ではない状況にあります。そのため、就業を希望しても就職できない方がいます。

また、母子家庭の就業者のうち約半数が非正規雇用であり、多くが働いているにも関わらず就労収入が少ない状況にあります。

さらに、ひとり親の約3割が転職を希望しており、子育てと就業の両立や収入面において、必ずしも満足していない状況が推測されます。

就職や転職には、資格取得が有効とされますが、訓練と子育ての両立には、訓練費の捻出や期間中の生活費の確保といった課題があります。

これらの状況を踏まえ、平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が施行され、国や地方公共団体の積極的な取組について、規定されています。

#### (2) 基本的な方向

- ア ひとり親家庭等が十分な収入を得ることができ、安定した生活を営むため、ニーズに応じた就労支援策を実践します。
- イ ひとり親家庭等相談窓口において、ハローワークなど関係機関と連携した支援(就業のあっせん、資格取得、職業訓練など)を紹介します。
- ウ ひとり親家庭等相談窓口において、求職者それぞれの希望に応じたきめ細かな支援を行います。
- エ 就業機会を創出するため、企業・事業所に対する啓発活動を実施します。

#### (3) 主な取組

##### ア 就業あっせん等の充実

##### (ア) 大分県母子家庭等就業・自立支援センター事業の充実

- a 無料職業紹介所の許可を得た一般財団法人大分県母子寡婦福祉連合会と連携し、専門員による相談対応、求人情報の提供、職業あっせんまで継続した支援を行います。
- b ハローワークと連携を深め、就業・自立支援センター登録者の希望に添った求人情報を収集するとともに、ハローワークが実施する生活保護受給者等就労自立促進事業を紹介するなど、相談者のニーズに応じたサービスを提供します。
- c 市町村において就業・自立支援センターへの登録ができるよう求職者の利便性を高めるなど、ひとり親家庭等への周知を強化し、就業・自立支援センター利用者を増やしま

す。

- d 効果的かつ集中的な就業支援を行うため、就業・自立支援センター登録者の登録有効期限を設けます。

(イ) 就業支援地域巡回相談会の開催

- a 就業・自立支援センターにおいて、市町村と連携し、就業を目指すひとり親家庭等を対象とした地域巡回就業相談会を開催します。

(ウ) 労働関係機関との連携によるきめ細かな就労支援の実施

- a 就業・自立支援センター、ハローワーク、市町村のネットワークにより、それぞれが実施しているひとり親家庭等支援策を円滑に利用できるよう、体制づくりを行います。
- b ハローワークと市町村の連携強化に向け、大分労働局とともに市町村を支援します。

(エ) ひとり親家庭等応援企業の開拓

- a 企業・事業所向けのチラシを作成・配付することで、ひとり親及び寡婦の採用促進への協力を求めます。
- b 企業・事業所に対し、就業・自立支援センターへの求人票提出を依頼し、ひとり親の雇用に積極的な企業・事業所の開拓を行います。
- c ハローワークが所管する、ひとり親を雇用した場合の雇用主に対する支援策について、企業・事業所に対し広報を行います。

(オ) 女性の就労支援

- a 「おおいた女性チャレンジサイト」において、就労に関する支援サービス等についての情報提供を行います。
- b 妊娠や出産で退職した女性の再就職を支援するため、基礎研修を行うとともに、実際に県内企業で働きながら、必要な技術を習得する就労体験の機会を設けます。
- c 再就職等を支援するため、求職活動や就職に向けた面接、試験などの際に利用できる、無料の託児サービスを実施します。
- d 女性が安心して働き続けられるよう、大分県労政・相談情報センターにおいて仕事や職場の悩みごとに関する相談に応じます。
- e 妊娠や出産で退職した人が、その後、働く環境が整った場合に再度退職した会社で働くことができる制度(育児・介護休業法に基づく再雇用特別措置制度)の普及促進を図ります。

イ 職業能力開発への支援

(ア) 公共職業訓練の実施

- a 就職に結びつきやすい職業訓練を、高等技術専門校において、また、民間教育機関に委託して実施します。さらに、ひとり親を対象にした職業訓練を実施します。
- b 職業訓練期間中の保育料の一部助成を行うとともに、託児サービスを併設した職業訓練を実施します。

- c 就業・自立支援センター及びひとり親家庭等相談窓口において、国が実施する公共職業訓練やその他の職業能力開発事業についての情報提供を行います。

(イ)母子家庭等自立支援給付金事業の利用促進

- a 就業相談を通じて、就職に有利な資格取得を希望する方に対し、母子家庭等自立支援給付金(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金)を支給します。
- b すべての市が事業を実施するよう、各市に対し情報提供などを行います。
- c 広報誌やホームページ等を通じて、事業内容の周知を図ります。

(ウ)就職支援セミナーの開催による専門的アドバイスの実施

- a 就業・自立支援センターにおいて、ひとり親及び寡婦を対象に、県内各地で就業意識の向上と就職活動の支援を目的とする就職支援セミナーを開催し、職種選択や履歴書の書き方、面接対策などについて、きめ細かなアドバイスを行います。

ウ 支援機関の専門性の向上と連携の強化

(ア)就業支援対応力向上研修の実施

- a 母子・父子自立支援員を対象に、就業支援に必要な知識や技能に関する研修会を実施し、地域における就業支援活動の充実を図ります。

(イ)就業支援機関の連携強化会議の実施

- a 就業・自立支援センター、大分労働局、ハローワーク、マザーズコーナー、市町村等の連携強化会議を定期的を開催し、ひとり親家庭等の就労支援体制を強化します。

数値目標

指標	最新データ	単位	最新年度	目標値 (平成 31 年度)
大分県母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業件数	111	件	平成 25 年度	120
大分県母子家庭等就業・自立支援センターの新規登録者数	182	名	平成 25 年度	192
大分県母子家庭等就業・自立支援センターの登録者への情報提供件数	473	件	平成 25 年度	576
ひとり親家庭支援のための訪問企業・事業所数	—	か所	平成 25 年度	50
ひとり親を対象とした職業訓				

練受講者数	18	名	平成 25 年度	28
就職支援セミナーへの参加者数	—	名	平成 25 年度	90
母子家庭自立支援給付金利用者の就職・進学率	92.3	%	平成 25 年度	95.0

#### 4 養育費確保及び面会交流支援対策の充実

##### (1) 現状と課題

両親の子どもに対する養育の責務は離婚により変わるものではなく、養育費の支払いは親として当然の責任です。しかし、母子家庭で離婚した父親との間で養育費の取り決めを行っている世帯は 38%、現在支払を受けている世帯は、20%にすぎません。

また、子どもが非同居親との面会交流を行っている世帯は、母子家庭で 28%、父子家庭で 37% となっています。

ひとり親家庭等にとって、養育費は大きな収入源となるだけでなく、その確実な履行が子どもにとっても精神的な支えとなるといった側面もあります。

養育費の履行と面会交流の実施との間に、正の相関関係があるとの研究もあり、両者の確実な取り決めの実施と確実な履行が求められます。

平成 24 年 4 月の民法改正に伴い、親が離婚する場合、養育費や親子の面会交流について取り決めを行うよう規定されていますが、離婚届の必須条件とはなっていません。

養育費確保や面会交流の実現のためには、法的な手続きが必要となる場合もあり、相談や手続きをためらっている方がいると推測されます。

##### (2) 基本的な方向

ア 生別のひとり親家庭等の子どもが養育費を確実に受け取ることができるよう、養育費支払いについての社会的機運の醸成を図ります。

イ 両親の間で、養育費と面会交流を含めた子どもの養育についての取り決めがなされるよう、市町村での取組を促進します。

##### (3) 主な取組

ア 広報・啓発活動の充実

(ア) 養育費、面会交流に係る広報の実施

- a 子どものための養育費、面会交流という観点から、その必要性について広報啓発を行います。
- b 相談機関での情報提供、養育費関係のパンフレット配付、ホームページへの掲載などにより、具体的な手続きについてアドバイスします。

- c 市町村の離婚届提出窓口において、養育費等に関するパンフレットを配付し、非同居親から子どもへの養育についての相談を受け付けることができるような体制づくりを支援します。

(イ) 養育費確保対策研修の実施

- a 養育費相談支援センターと連携し、県民の皆さんや母子・父子自立支援員を対象とした研修会を開催します。

イ 養育費確保に向けた支援

(ア) 弁護士による無料法律相談の実施

- a 大分県母子・父子福祉センターにおいて、弁護士による無料法律相談を実施し、養育費等に関する相談に適切に対応します。
- b 市町村や弁護士会が開催する法律相談や法テラスの利用について、情報提供を行います。

(イ) 関係機関との連携による支援体制の確保

- a 家庭裁判所、法テラス、市町村と連携し、養育費等に関する実態把握に努めます。
- b 各機関の役割を整理することで、個別の相談に対する支援体制を整備します。

ウ 適切な面会交流の支援

- a 大分県母子・父子福祉センターにおいて、面会交流に関する相談に対応し、適切な面会交流の実施に向けた両親間の取り決めが促進されるよう支援します。
- b 市町村に対し、研修会を通して面会交流の実例を紹介するなど、理解を深める機会を提供します。

数値目標

指標	最新データ	単位	最新年度	目標値 (平成 31 年度)
養育費確保対策研修会の参加人数	20	人	平成 25 年度	40
弁護士による無料法律相談の相談件数	53	件	平成 25 年度	90

## 5 経済的支援の充実

(1) 現状と課題

様々な用途に対応した母子父子寡婦福祉資金の貸付制度は、ひとり親家庭等の自立に向けた

準備から子どもの将来のため、重要なものであり、特に子どもの進学等に一定の役割を果たしています。平成 26 年 10 月から対象が父子家庭に拡大されており、さらにその周知が必要です。一方で、償還を必要とする制度であるため、貸付時において、申請者の了解を得るとともに償還が自立の妨げにならないかを見極め、適正な貸付を行う必要があります。

また、児童扶養手当は、平成 22 年から父子家庭も対象となり、ひとり親家庭にとって重要な収入源となっています。平成 26 年 12 月からは公的年金との併給制限が見直され、年金額が手当額を下回るときは、その差額分の手当を支給する内容の制度改正がなされました。

さらに、県と市町村が実施している医療費助成については、平成 24 年 12 月診療分から現物給付制度を導入するなど利用者の利便性を高め、ひとり親家庭の親子の健康保持に大きな役割を果たしています。

## (2) 基本的な方向

- ア ひとり親家庭等に対する経済的支援は、自立と生活の安定に大きな役割を果たしており、継続的な支援を行います。
- イ 制度の周知を図り、利用者が必要とするサービスを確実に提供できるよう、情報提供に努めます。

## (3) 主な取組

### ア 経済的自立のための支援

#### (ア) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

- a 市及び県保健所地域福祉室を通じて、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行います。
- b 制度に関する情報提供を積極的に行います。
- c ひとり親家庭等相談窓口において、他制度の利用について検討するなど適切なアドバイスを行います。
- d 将来の自立の妨げとならないよう、貸付時から償還についての相談を行い無理のない償還となるよう取り組みます。

#### (イ) 児童扶養手当の支給

- a 市町村を通じて、児童扶養手当の支給を行います。
- b 制度に関する情報提供を積極的に行います。
- c 受給資格者に対し、パンフレットなどによる制度周知を行い、不正受給防止に努めます。

#### (ウ) ひとり親家庭等医療費助成事業の実施

- a 市町村が実施するひとり親家庭等医療費助成事業に対し、その経費の一部を助成します。
- b 県・市町村・医療機関等の連携を深め、適正かつ円滑な事業実施に努めます。

数値目標

指標	最新データ	単位	最新年度	目標値 (平成 31 年度)
ひとり親家庭等医療費助成 事業の現物給付実施市町村 数	18	市町村	平成 25 年度	18



## 参考資料

### 1 数値目標

指標	最新データ	単位	最新年度	目標値 (平成 31 年度)
大分県母子・父子福祉センターへの相談件数	444	件	平成 25 年度	463
弁護士による無料法律相談の相談件数	53	件	平成 25 年度	90
母子・父子自立支援員等研修会の参加人数	60	名	平成 25 年度	78
大分県母子家庭等就業・自立支援センターでの母子・父子自立支援プログラムの作成件数(2回以上面接)	84	件	平成 25 年度	100
保育所優先入所等を実施する市町村数	18	市町村	平成 26 年度	18
ひとり親家庭の子どもの在学率(16 歳)	94.3	%	平成 22 年	98.0
ひとり親家庭の子どもの在学率(18 歳)	75.3	%	平成 22 年	82.1
ひとり親家庭の子どもの在学率(19 歳)	44.7	%	平成 22 年	60.9
大分県母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業件数	111	件	平成 25 年度	120
大分県母子家庭等就業・自立支援センターの新規登録者数	182	名	平成 25 年度	192
大分県母子家庭等就業・自立支援センターの登録者への情報提供件数	473	件	平成 25 年度	576
ひとり親家庭支援のための訪問企業・事業所数	—	か所	平成 25 年度	50
ひとり親を対象とした職業訓練受講者数	18	名	平成 25 年度	28
就職支援セミナーへの参加者数	—	名	平成 25 年度	90
母子家庭自立支援給付金利用者の就職・進学率	92.3	%	平成 25 年度	95.0
養育費確保対策研修会の参加人数	20	人	平成 25 年度	40
弁護士による無料法律相談の相談件数	53	件	平成 25 年度	90
ひとり親家庭等医療費助成事業の現物給付実施市町村数	18	市町村	平成 25 年度	18

以上 18 項目

## 2 ひとり親家庭実態調査

### (1) 調査の目的

この調査は、県内のひとり親家庭の生活の実態及び意識を把握し、これらのひとり親家庭に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

### (2) 調査の客体

県内の児童扶養手当(旧法を除く)受給資格を有しているひとり親家庭(母子世帯の母、父子世帯の父及びひとり親家庭の子ども)を対象とする。

### (3) 調査の事項

世帯の状況、住居・仕事・子どもの状況、行政への希望等「平成25年度大分県ひとり親家庭実態調査」調査票に掲げる事項とする。

調査票は3種類(①母子世帯の母用、②父子世帯の父用、③ひとり親家庭の子ども用)とする。

### (4) 調査の期日

平成25年8月1日

### (5) 調査の方法

調査客体等が児童扶養手当現況届の手続を行う際、調査票を手渡す。調査票の回収は郵送により行う。

### (6) 調査票配付数と回収数

項目	配付数	回収数	回収率
母子家庭の母	2, 224枚	750枚	33. 7%
父子家庭の父	588枚	181枚	30. 8%
子ども	1, 538枚	441枚	28. 7%
合計	4, 350枚	1, 372枚	31. 5%

### (7) その他分析結果

「第2章 ひとり親家庭の現状と新たな課題について 2 ひとり親家庭実態調査」に記載した以外の分析結果は、次のとおりである。

#### ア 住居の状況

(ア) 母子家庭の家賃は、「2万円未満」が 33.3%で最も多く、4万円未満が 62%を占めています。母子家庭の住宅探しで困ったことは、「家賃が高い」が 62.0%で最も多く、次いで「一時金の支払い」33.5%、「公営住宅に空きがない」31.7%となっています。

(イ) 父子家庭の家賃は、「2万円未満」が 20.8%で最も多く、4万円未満が 55%を占めています。父子家庭の住宅探しで困ったことは、「家賃が高い」が 64.3%で最も多く、次いで「公営住宅に空きがない」31.0%、「一時金の支払い」27.4%となっています。

#### イ 一般的な子育て行政サービスについて

(ア) 母子家庭では、28.5%の方が「放課後児童クラブ」を利用したことがあり、次いで「児童館」22.5%となっています。他サービスの利用は、6%未満となっています。今後利用したいサービスは、12.0%の方が「放課後児童クラブ」と回答し、次いで「児童館」8.4%、「教育相談センター」7.7%、「放課後子ども教室」7.2%となっています。

(イ) 父子家庭では、29.6%の方が「放課後児童クラブ」を利用したことがあり、次いで「児童館」13.4%となっています。他サービスの利用は、6%未満となっています。今後利用したいサービスは、8.9%の方が「教育相談センター」と回答し、次いで「いつでも子育てほっとライン」8.4%、「保健センター」7.8%となっています。

#### ウ ひとり親家庭への子育て行政サービスについて

(ア) 母子家庭では、82.7%の方が「児童扶養手当」、73.1%の方が「医療費助成」を利用したことがあり、次いで「就学援助」32.0%、「保育所等」27.7%、「保育料軽減」19.3%となっています。今後利用したいサービスは、「児童扶養手当」、「医療費助成」に次いで、「就学援助」40.7%、「奨学金制度」37.7%、「公営住宅優先入居」29.2%、「資格・免許取得講習会」28.4%となっています。

(イ) 父子家庭では、78.2%の方が「児童扶養手当」、63.1%の方が「医療費助成」を利用したことがあり、次いで「保育所等」17.9%、「奨学金制度」11.2%、「就学援助」10.1%、となっています。今後利用したいサービスは、「児童扶養手当」、「医療費助成」に次いで、「奨学金制度」28.5%、「就学援助」24.6%、「出会いの場」21.2%、「資格・免許取得講習会」20.1%となっています。

#### エ 子どもの困りごと、悩みごとについて

本人のことで、中学生では、「勉強」が 49.5%で最も多く、次いで「進路」39.7%、「学校生活」19.1%となっています。高校生では、「進路」52.3%が最も多く、次いで「勉強」28.7%、「学校生活」14.8%、「友人」14.8%となっています。本人以外のことで、中学生では、「経済的なこと」が 38.7%で最も多く、次いで「家庭」17.0%、「両親」13.6%となっています。高校生では、「経済的なこと」が 30.9%で最も多く、次いで「家庭」17.6%、「両親」13.2%となっています。

#### オ 子どもの進学希望について

子どもに聞いた進学希望については、「高等学校」が 37.4%で最も多く、次いで、「大学・大学院」24.6%、「専修学校・各種学校」14.7%、「高等専門学校」8.5%となっています。

## 平成25年度ひとり親家庭実態調査調査票（母子世帯用）

### 調査のお願い

- この調査は、母子世帯の状況を知るための大切な調査です。
- この調査では、平成25年8月1日現在の状況をお答えください。
- お答えいただいた内容については、統計以外の目的には使用しません。ご協力をお願いします。
- この調査票は、母子世帯の母の方が記入してください。
- 記入していただいた調査票は、お渡しした封筒に入れ、大分県子ども子育て支援課あて郵送してください。（切手は不要です。差出人の記載も不要です。）

該当する番号の回答欄に○印をご記入ください。

### あなたとお子様について

問 1 あなたの年齢はおいくつですか。（あてはまるもの1つに○をつけてください）

- ① 16歳～19歳
- ② 20歳～24歳
- ③ 25歳～29歳
- ④ 30歳～34歳
- ⑤ 35歳～39歳
- ⑥ 40歳～44歳
- ⑦ 45歳～49歳
- ⑧ 50歳～54歳
- ⑨ 55歳以上

(回答欄)

①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	
⑨	

問 2 母子家庭になって何年になりますか。（あてはまるもの1つに○をつけてください）

- ① 1年未満
- ② 1年～3年未満
- ③ 3年～5年未満
- ④ 5年～10年未満
- ⑤ 10年以上

(回答欄)

①	
②	
③	
④	
⑤	

問 3 お子様は、何人いらっしゃいますか。（同居していないお子様を含めてお答えください）  
（あてはまるもの1つに○をつけてください）

- ① 1人
- ② 2人
- ③ 3人
- ④ 4人
- ⑤ 5人以上

(回答欄)

①	
②	
③	
④	
⑤	

問 4 お子様は、学校に行っていますか。（あてはまるものをすべてに○をつけてください）

- ① 就学前
- ② 小学生
- ③ 中学生
- ④ 高校生以上

(回答欄)

①	
②	
③	
④	

### お住まいについて

問 5 お住まいはどれにあたりますか。（あてはまるもの1つに○をつけてください）

- ① 持ち家
- ② 民間の借家・アパート
- ③ 公営住宅
- ④ 両親の家に同居
- ⑤ その他

(回答欄)

①	
②	
③	
④	
⑤	

問 6 問 5で、②または③に○をつけた方におたずねします。  
ひと月の家賃はおいくらですか。（あてはまるもの1つに○をつけてください）

- ① 2万円未満
- ② 2万円～2万5千円未満
- ③ 2万5千円～3万円未満
- ④ 3万円～3万5千円未満
- ⑤ 3万5千円～4万円未満
- ⑥ 4万円～4万5千円未満
- ⑦ 4万5千円～5万円未満
- ⑧ 5万円～5万5千円未満
- ⑨ 5万5千円～6万円未満
- ⑩ 6万円以上

(回答欄)

①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	
⑨	
⑩	

問 7 賃貸住宅をさがす時や入居する時に困ったことはありますか。  
(あてはまるものをすべてに○をつけてください)

① 家賃が高い	①
② 希望する場所に住宅が見つからない	②
③ 敷金などの一時金の支払いに困った	③
④ 連帯保証人が見つからない	④
⑤ 公営住宅に空きがなく、なかなか入居できない。	⑤

(回答欄)

**お仕事について**

問 8 母子家庭になる前、お仕事をされていましたが。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

① 無職	①
② 常用勤務	②
③ パート・アルバイト勤務	③
④ 派遣契約勤務	④
⑤ 自営	⑤
⑥ その他	⑥

(回答欄)

問 9 母子家庭になった直後(1年以内)、お仕事をされていましたが。

① 無職	①
② 常用勤務	②
③ パート・アルバイト勤務	③
④ 派遣契約勤務	④
⑤ 自営	⑤
⑥ その他	⑥

(回答欄)

問 10 現在、お仕事をされていますか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

① 無職	①
② 常用勤務	②
③ 臨時・パート勤務	③
④ 派遣契約勤務	④
⑤ 自営	⑤
⑥ その他	⑥

(回答欄)

問 11 現在のお仕事は次のどれにあたりますか。(あてはまる主なもの1つに○をつけてください)

① 専門的・技術的な仕事(看護師・保健師・保育士・教員など)	①
② 管理的な仕事(会社の役員・管理職など)	②
③ 事務的な仕事	③
④ 販売(スーパー・商店の店員)	④
⑤ 営業・セールス(保険外交)	⑤
⑥ 運輸・通信の仕事(運転手・運送従事者・通信従事者)	⑥
⑦ 農・林・水産業	⑦
⑧ 製造・建設業(製造・加工・組立て・建設・修理)	⑧
⑨ 技能的な仕事(理、美容師・調理師)	⑨
⑩ 飲食業などの接客業	⑩
⑪ その他	⑪

(回答欄)

問 12 現在、二つ以上の仕事をしていますか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

① 仕事は一つだけである。	①
② 二つ以上の仕事をしています。	②

(回答欄)

問 13 現在の仕事に、悩みや不満はありませんか。(あてはまるものをすべてに○をつけてください)

① 朝が早い	①
② 帰りが遅くなる	②
③ 通勤時間が長い	③
④ 勤務時間が長い	④
⑤ 夜勤や交代勤務がある	⑤
⑥ 残業が多い	⑥
⑦ 休みがとりにくい	⑦
⑧ 収入が少ない	⑧
⑨ 資格が活かせない	⑨
⑩ 雇用や身分が不安定	⑩
⑪ 仕事の内容	⑪
⑫ 職場の人間関係	⑫
⑬ その他	⑬

(回答欄)

問 14 習得したい資格・講座はありますか。(あてはまるものをすべてに○をつけてください)

- |             |   |                          |
|-------------|---|--------------------------|
| ① パソコン操作技術  | ① | <input type="checkbox"/> |
| ② 簿記・会計処理技術 | ② | <input type="checkbox"/> |
| ③ 介護・看護技術   | ③ | <input type="checkbox"/> |
| ④ 販売・接客技術   | ④ | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 免許関係      | ⑤ | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ その他( )    | ⑥ | <input type="checkbox"/> |

(回答欄)

問 15 技能習得講座の実施にあたり、何を希望しますか。(あてはまるものをすべてに○をつけてください)

- |                |   |                          |
|----------------|---|--------------------------|
| ① 受講中の託児       | ① | <input type="checkbox"/> |
| ② 土・日・祝の開講     | ② | <input type="checkbox"/> |
| ③ 夜間の開講        | ③ | <input type="checkbox"/> |
| ④ 居住地に近い場所での開講 | ④ | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 講座回数の拡大      | ⑤ | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ 受講料の軽減       | ⑥ | <input type="checkbox"/> |

(回答欄)

**収入について**

問 16 収入源は次のどれにあたりますか。(あてはまるものをすべてに○をつけてください)

- |            |   |                          |
|------------|---|--------------------------|
| ① あなたの就労収入 | ① | <input type="checkbox"/> |
| ② 各種年金・手当  | ② | <input type="checkbox"/> |
| ③ 世帯員の就労収入 | ③ | <input type="checkbox"/> |
| ④ 養育費・慰謝料  | ④ | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 親からの仕送り  | ⑤ | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ 生活保護費    | ⑥ | <input type="checkbox"/> |
| ⑦ 財産収入     | ⑦ | <input type="checkbox"/> |
| ⑧ その他      | ⑧ | <input type="checkbox"/> |

(回答欄)

問 17 昨年1年間の総収入はおいくらでしたか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

- |                 |   |                          |
|-----------------|---|--------------------------|
| ① 100万円未満       | ① | <input type="checkbox"/> |
| ② 100万円～150万円未満 | ② | <input type="checkbox"/> |
| ③ 150万円～200万円未満 | ③ | <input type="checkbox"/> |
| ④ 200万円～250万円未満 | ④ | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 250万円～300万円未満 | ⑤ | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ 300万円～350万円未満 | ⑥ | <input type="checkbox"/> |
| ⑦ 350万円～400万円未満 | ⑦ | <input type="checkbox"/> |
| ⑧ 400万円～450万円未満 | ⑧ | <input type="checkbox"/> |
| ⑨ 450万円～500万円未満 | ⑨ | <input type="checkbox"/> |
| ⑩ 500万円～550万円未満 | ⑩ | <input type="checkbox"/> |
| ⑪ 550万円～600万円未満 | ⑪ | <input type="checkbox"/> |
| ⑫ 600万円以上       | ⑫ | <input type="checkbox"/> |

(回答欄)

問 18 昨年1年間の就労収入はおいくらでしたか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

- |                 |   |                          |
|-----------------|---|--------------------------|
| ① 100万円未満       | ① | <input type="checkbox"/> |
| ② 100万円～150万円未満 | ② | <input type="checkbox"/> |
| ③ 150万円～200万円未満 | ③ | <input type="checkbox"/> |
| ④ 200万円～250万円未満 | ④ | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 250万円～300万円未満 | ⑤ | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ 300万円～350万円未満 | ⑥ | <input type="checkbox"/> |
| ⑦ 350万円～400万円未満 | ⑦ | <input type="checkbox"/> |
| ⑧ 400万円～450万円未満 | ⑧ | <input type="checkbox"/> |
| ⑨ 450万円～500万円未満 | ⑨ | <input type="checkbox"/> |
| ⑩ 500万円～550万円未満 | ⑩ | <input type="checkbox"/> |
| ⑪ 550万円～600万円未満 | ⑪ | <input type="checkbox"/> |
| ⑫ 600万円以上       | ⑫ | <input type="checkbox"/> |

(回答欄)

**子育て、生活全般について**

問 19 母子家庭になった直後(1年以内)に、あなたご自身のことで、困ったり、悩んだりしたことはありますか。(あてはまるものをすべてに○をつけてください)

- |               |   |                          |
|---------------|---|--------------------------|
| ① 経済的なこと      | ① | <input type="checkbox"/> |
| ② 健康          | ② | <input type="checkbox"/> |
| ③ 老後          | ③ | <input type="checkbox"/> |
| ④ 家事など身の回りのこと | ④ | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 仕事          | ⑤ | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ 住宅          | ⑥ | <input type="checkbox"/> |
| ⑦ 結婚          | ⑦ | <input type="checkbox"/> |
| ⑧ 子ども以外の家族のこと | ⑧ | <input type="checkbox"/> |
| ⑨ その他( )      | ⑨ | <input type="checkbox"/> |

(回答欄)

問 20 現在、あなたご自身のことで、困ったり、悩んでいることはありますか。  
(あてはまるものをすべてに○をつけてください)

- ① 経済的なこと
- ② 健康
- ③ 老後
- ④ 家事など身の回りのこと
- ⑤ 仕事
- ⑥ 住宅
- ⑦ 結婚
- ⑧ 子ども以外の家族のこと
- ⑨ その他 ( )

(回答欄)

①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	
⑨	

問 21 母子家庭になった直後(1年以内)に、お子様のことで、困ったり、悩んだりしたことはありますか。(あてはまるものをすべてに○をつけてください)

- ① 健康
- ② しつけ
- ③ 非行
- ④ 異性のこと
- ⑤ 学校の行事参加
- ⑥ 不登校
- ⑦ 学習不振
- ⑧ 進学
- ⑨ 就職
- ⑩ その他 ( )

(回答欄)

①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	
⑨	
⑩	

問 22 現在、お子様のことで、困ったり、悩んでいることはありますか。  
(あてはまるものをすべてに○をつけてください)

- ① 健康
- ② しつけ
- ③ 非行
- ④ 異性のこと
- ⑤ 学校の行事参加
- ⑥ 不登校
- ⑦ 学習不振
- ⑧ 進学
- ⑨ 就職
- ⑩ その他 ( )

(回答欄)

①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	
⑨	
⑩	

問 23 お子様の進学はどこまでを考えていますか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

- ① 中学校
- ② 高校
- ③ 高等専門学校
- ④ 短大
- ⑤ 大学・大学院
- ⑥ 専修学校。各種学校
- ⑦ その他 ( )

(回答欄)

①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	

#### 養育費について

問 24 養育費を受け取っていますか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

- ① 定期的に受け取っている。
- ② 不定期だが受け取っている。
- ③ 現在は受け取っていない。
- ④ 一度も受け取ったことがない。

(回答欄)

①	
②	
③	
④	

問 25 養育費の取り決めなさっていますか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

- ① 公的文書で取り決めをしている
- ② 私的文書で取り決めをしている
- ③ 文書はないが、取り決めをしている
- ④ 取り決めはしていない

(回答欄)

①	
②	
③	
④	

問 26 問 25で、①または②、③に○をつけた方におたずねします。  
取り決めは守られていますか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

- ① 守られている
- ② 一部守られていない
- ③ 全く守られていない

(回答欄)

①	
②	
③	

**面会交流について**

問 27 離別等の夫とお子様との面会交流を行っていますか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

- ① 現在、定期的に行っている。
- ② 過去に行ったことがあるが、現在は行っていない。
- ③ 一度も行ったことがない。

(回答欄)

①	
②	
③	

問 28 今後、離別等の夫とお子様との面会交流を希望しますか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

- ① 離別等の夫と子どもが希望すれば、面会交流を行いたい。
- ② 離別等の夫が希望すれば、面会交流を行いたい。
- ③ 子どもが希望すれば、面会交流を行いたい。
- ④ 行いたくない。

(回答欄)

①	
②	
③	
④	

**行政にのぞむこと**

問 29 次の行政サービスを利用したことがありますか。また、今後利用したいですか。  
(あてはまるものをすべてに○をつけてください)

- ① 児童館
- ② 放課後児童クラブ
- ③ 放課後子ども教室
- ④ ファミリー・サポート・センター
- ⑤ いつでも子育てほっとライン(24時間365日の電話相談)
- ⑥ ショートステイ(子どもの一時預かり)
- ⑦ トワイライトステイ(子どもの夜間休日預かり)
- ⑧ 県や市町村が発行している子育て情報誌
- ⑨ 県や市町村が発行している子育てサイト
- ⑩ 各保健センターでの情報・相談サービス
- ⑪ 各地域公民館での家庭教育講座など
- ⑫ 教育相談センター・教育相談室

(回答欄)

	利用したことがある	今後利用したい
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		
⑨		
⑩		
⑪		
⑫		

問 30 次の行政サービスを利用したことがありますか。また、今後制度の充実を希望しますか。  
(あてはまるものをすべてに○をつけてください)

- ① 児童扶養手当
- ② 公営住宅の優先入居
- ③ 医療費の助成
- ④ 資格・免許取得講習会
- ⑤ 就職あっせん、就労支援
- ⑥ 子ども一時預かり制度
- ⑦ 母子寡婦福祉資金
- ⑧ 保育所・放課後児童クラブ・児童館
- ⑨ 保育サービス
- ⑩ 保育料の軽減
- ⑪ ひとり親世帯を対象としたレクレーション事業
- ⑫ ひとり親家庭相談窓口
- ⑬ 生活保護制度
- ⑭ 子育て・家事援助制度
- ⑮ 母子寡婦福祉会
- ⑯ 就学援助
- ⑰ 奨学金制度
- ⑱ 結婚を前提とした出会いの場
- ⑲ その他( )

(回答欄)

	利用したことがある	充実を希望する
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		
⑨		
⑩		
⑪		
⑫		
⑬		
⑭		
⑮		
⑯		
⑰		
⑱		

問 31 ひとり親家庭への支援に関してご意見・ご要望がありましたらご記入ください。

**ご協力ありがとうございました。**



**平成25年度ひとり親家庭実態調査調査票（父子世帯用）**

**調査のお願い**

- この調査は、父子世帯の状況を知るための大切な調査です。
- この調査では、平成25年8月1日現在の状況をお答えください。
- お答えいただいた内容については、統計以外の目的には使用しません。ご協力をお願いします。
- この調査票は、父子世帯の父の方が記入してください。
- 記入していただいた調査票は、お渡しした封筒に入れ、大分県子ども子育て支援課あて郵送してください。（切手は不要です。差出人の記載も不要です。）

該当する番号の回答欄に○印をご記入ください。

**あなたとお子様について**

問 1 あなたの年齢はおいくつですか。（あてはまるもの1つに○をつけてください）

- |   |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 16歳～19歳</li> <li>② 20歳～24歳</li> <li>③ 25歳～29歳</li> <li>④ 30歳～34歳</li> <li>⑤ 35歳～39歳</li> <li>⑥ 40歳～44歳</li> <li>⑦ 45歳～49歳</li> <li>⑧ 50歳～54歳</li> <li>⑨ 55歳以上</li> </ul> | <p>(回答欄)</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">①</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">②</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">③</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">④</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑤</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑥</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑦</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑧</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑨</td></tr> </table> | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| ①   |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| ②   |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| ③   |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| ④   |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| ⑤   |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| ⑥   |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| ⑦   |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| ⑧   |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| ⑨   |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

問 2 父子家庭になって何年になりますか。（あてはまるもの1つに○をつけてください）

- |   |  |   |   |   |   |   |
|---|--|---|---|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 1年未満</li> <li>② 1年～3年未満</li> <li>③ 3年～5年未満</li> <li>④ 5年～10年未満</li> <li>⑤ 10年以上</li> </ul> | <p>(回答欄)</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">①</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">②</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">③</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">④</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑤</td></tr> </table> | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
| ①   |  |   |   |   |   |   |
| ②   |  |   |   |   |   |   |
| ③   |  |   |   |   |   |   |
| ④   |  |   |   |   |   |   |
| ⑤   |  |   |   |   |   |   |

問 3 お子様は、何人いらっしゃいますか。（同居していないお子様を含めてお答えください）  
（あてはまるもの1つに○をつけてください）

- |  |  |   |   |   |   |   |
|--|--|---|---|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 1人</li> <li>② 2人</li> <li>③ 3人</li> <li>④ 4人</li> <li>⑤ 5人以上</li> </ul> | <p>(回答欄)</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">①</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">②</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">③</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">④</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑤</td></tr> </table> | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
| ①  |  |   |   |   |   |   |
| ②  |  |   |   |   |   |   |
| ③  |  |   |   |   |   |   |
| ④  |  |   |   |   |   |   |
| ⑤  |  |   |   |   |   |   |

問 4 お子様は、学校に行っていますか。（あてはまるものをすべてに○をつけてください）

- |  |  |   |   |   |   |
|--|--|---|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 就学前</li> <li>② 小学生</li> <li>③ 中学生</li> <li>④ 高校生以上</li> </ul> | <p>(回答欄)</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">①</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">②</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">③</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">④</td></tr> </table> | ① | ② | ③ | ④ |
| ①  |  |   |   |   |   |
| ②  |  |   |   |   |   |
| ③  |  |   |   |   |   |
| ④  |  |   |   |   |   |

**お住まいについて**

問 5 お住まいはどれにあたりますか。（あてはまるもの1つに○をつけてください）

- |   |  |   |   |   |   |   |
|---|--|---|---|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 持ち家</li> <li>② 民間の借家・アパート</li> <li>③ 公営住宅</li> <li>④ 両親の家に同居</li> <li>⑤ その他</li> </ul> | <p>(回答欄)</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">①</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">②</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">③</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">④</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑤</td></tr> </table> | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
| ①   |  |   |   |   |   |   |
| ②   |  |   |   |   |   |   |
| ③   |  |   |   |   |   |   |
| ④   |  |   |   |   |   |   |
| ⑤   |  |   |   |   |   |   |

問 6 問 5で、②または③に○をつけた方におたずねします。  
ひと月の家賃はおいくらですか。（あてはまるもの1つに○をつけてください）

- |  |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|--|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 2万円未満</li> <li>② 2万円～2万5千円未満</li> <li>③ 2万5千円～3万円未満</li> <li>④ 3万円～3万5千円未満</li> <li>⑤ 3万5千円～4万円未満</li> <li>⑥ 4万円～4万5千円未満</li> <li>⑦ 4万5千円～5万円未満</li> <li>⑧ 5万円～5万5千円未満</li> <li>⑨ 5万5千円～6万円未満</li> <li>⑩ 6万円以上</li> </ul> | <p>(回答欄)</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">①</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">②</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">③</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">④</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑤</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑥</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑦</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑧</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑨</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑩</td></tr> </table> | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ |
| ①  |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| ②  |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| ③  |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| ④  |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| ⑤  |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| ⑥  |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| ⑦  |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| ⑧  |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| ⑨  |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| ⑩  |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

問 7 賃貸住宅をさがす時や入居する時に困ったことはありますか。  
 (あてはまるものをすべてに○をつけてください)

- ① 家賃が高い
- ② 希望する場所に住宅が見つからない
- ③ 敷金などの一時金の支払いに困った
- ④ 連帯保証人が見つからない
- ⑤ 公営住宅に空きがなく、なかなか入居できない。

(回答欄)

①
②
③
④
⑤

**お仕事について**

問 8 父子家庭になる前、お仕事をされていましたか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

- ① 無職
- ② 常用勤務
- ③ パート・アルバイト勤務
- ④ 派遣契約勤務
- ⑤ 自営
- ⑥ その他

(回答欄)

①
②
③
④
⑤
⑥

問 9 父子家庭になった直後(1年以内)、お仕事をされていましたか。  
 (あてはまるもの1つに○をつけてください)

- ① 無職
- ② 常用勤務
- ③ パート・アルバイト勤務
- ④ 派遣契約勤務
- ⑤ 自営
- ⑥ その他

(回答欄)

①
②
③
④
⑤
⑥

問 10 現在、お仕事をされていますか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

- ① 無職
- ② 常用勤務
- ③ 臨時・パート勤務
- ④ 派遣契約勤務
- ⑤ 自営
- ⑥ その他

(回答欄)

①
②
③
④
⑤
⑥

問 11 現在のお仕事は次のどれにあたりますか。(あてはまる主なもの1つに○をつけてください)

- ① 専門的・技術的な仕事(看護師・保健師・保育士・教員など)
- ② 管理的な仕事(会社の役員・管理職など)
- ③ 事務的な仕事
- ④ 販売(スーパー・商店の店員)
- ⑤ 営業・セールス(保険外交)
- ⑥ 運輸・通信の仕事(運転手・運送従事者・通信従事者)
- ⑦ 農・林・水産業
- ⑧ 製造・建設業(製造・加工・組立て・建設・修理)
- ⑨ 技能的な仕事(理、美容師・調理師)
- ⑩ 飲食業などの接客業
- ⑪ その他

(回答欄)

①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪

問 12 現在、二つ以上の仕事をしていますか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

- ① 仕事は一つだけである。
- ② 二つ以上の仕事をしています。

(回答欄)

①
②

問 13 現在の仕事に、悩みや不満はありませんか。(あてはまるものをすべてに○をつけてください)

- ① 朝が早い
- ② 帰りが遅くなる
- ③ 通勤時間が長い
- ④ 勤務時間が長い
- ⑤ 夜勤や交代勤務がある
- ⑥ 残業が多い
- ⑦ 休みがとりにくい
- ⑧ 収入が少ない
- ⑨ 資格を活かせない
- ⑩ 雇用や身分が不安定
- ⑪ 仕事の内容
- ⑫ 職場の人間関係
- ⑬ その他

(回答欄)

①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬

問 14 習得したい資格・講座はありますか。(あてはまるものをすべてに○をつけてください)

(回答欄)

- |             |   |                          |
|-------------|---|--------------------------|
| ① パソコン操作技術  | ① | <input type="checkbox"/> |
| ② 簿記・会計処理技術 | ② | <input type="checkbox"/> |
| ③ 介護・看護技術   | ③ | <input type="checkbox"/> |
| ④ 販売・接客技術   | ④ | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 免許関係      | ⑤ | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ その他 ( )   | ⑥ | <input type="checkbox"/> |

問 15 技能習得講座の実施にあたり、何を希望しますか。(あてはまるものをすべてに○をつけてください)

(回答欄)

- |                |   |                          |
|----------------|---|--------------------------|
| ① 受講中の託児       | ① | <input type="checkbox"/> |
| ② 土・日・祝の開講     | ② | <input type="checkbox"/> |
| ③ 夜間の開講        | ③ | <input type="checkbox"/> |
| ④ 居住地に近い場所での開講 | ④ | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 講座回数の拡大      | ⑤ | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ 受講料の軽減       | ⑥ | <input type="checkbox"/> |

**収入について**

問 16 収入源は次のどれにあたりますか。(あてはまるものをすべてに○をつけてください)

(回答欄)

- |            |   |                          |
|------------|---|--------------------------|
| ① あなたの就労収入 | ① | <input type="checkbox"/> |
| ② 各種年金・手当  | ② | <input type="checkbox"/> |
| ③ 世帯員の就労収入 | ③ | <input type="checkbox"/> |
| ④ 養育費・慰謝料  | ④ | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 親からの仕送り  | ⑤ | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ 生活保護費    | ⑥ | <input type="checkbox"/> |
| ⑦ 財産収入     | ⑦ | <input type="checkbox"/> |
| ⑧ その他      | ⑧ | <input type="checkbox"/> |

問 17 昨年1年間の総収入はおいくらでしたか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

(回答欄)

- |                 |   |                          |
|-----------------|---|--------------------------|
| ① 100万円未満       | ① | <input type="checkbox"/> |
| ② 100万円～150万円未満 | ② | <input type="checkbox"/> |
| ③ 150万円～200万円未満 | ③ | <input type="checkbox"/> |
| ④ 200万円～250万円未満 | ④ | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 250万円～300万円未満 | ⑤ | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ 300万円～350万円未満 | ⑥ | <input type="checkbox"/> |
| ⑦ 350万円～400万円未満 | ⑦ | <input type="checkbox"/> |
| ⑧ 400万円～450万円未満 | ⑧ | <input type="checkbox"/> |
| ⑨ 450万円～500万円未満 | ⑨ | <input type="checkbox"/> |
| ⑩ 500万円～550万円未満 | ⑩ | <input type="checkbox"/> |
| ⑪ 550万円～600万円未満 | ⑪ | <input type="checkbox"/> |
| ⑫ 600万円以上       | ⑫ | <input type="checkbox"/> |

問 18 昨年1年間の就労収入はおいくらでしたか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

(回答欄)

- |                 |   |                          |
|-----------------|---|--------------------------|
| ① 100万円未満       | ① | <input type="checkbox"/> |
| ② 100万円～150万円未満 | ② | <input type="checkbox"/> |
| ③ 150万円～200万円未満 | ③ | <input type="checkbox"/> |
| ④ 200万円～250万円未満 | ④ | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 250万円～300万円未満 | ⑤ | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ 300万円～350万円未満 | ⑥ | <input type="checkbox"/> |
| ⑦ 350万円～400万円未満 | ⑦ | <input type="checkbox"/> |
| ⑧ 400万円～450万円未満 | ⑧ | <input type="checkbox"/> |
| ⑨ 450万円～500万円未満 | ⑨ | <input type="checkbox"/> |
| ⑩ 500万円～550万円未満 | ⑩ | <input type="checkbox"/> |
| ⑪ 550万円～600万円未満 | ⑪ | <input type="checkbox"/> |
| ⑫ 600万円以上       | ⑫ | <input type="checkbox"/> |

**子育て、生活全般について**

問 19 父子家庭になった直後(1年以内)に、あなたご自身のことで、困ったり、悩んだりしたことはありますか。(あてはまるものをすべてに○をつけてください)

(回答欄)

- |               |   |                          |
|---------------|---|--------------------------|
| ① 経済的なこと      | ① | <input type="checkbox"/> |
| ② 健康          | ② | <input type="checkbox"/> |
| ③ 老後          | ③ | <input type="checkbox"/> |
| ④ 家事など身の回りのこと | ④ | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 仕事          | ⑤ | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ 住宅          | ⑥ | <input type="checkbox"/> |
| ⑦ 結婚          | ⑦ | <input type="checkbox"/> |
| ⑧ 子ども以外の家族のこと | ⑧ | <input type="checkbox"/> |
| ⑨ その他 ( )     | ⑨ | <input type="checkbox"/> |

問 20 現在、あなたご自身のことで、困ったり、悩んでいることはありますか。  
(あてはまるものをすべてに○をつけてください)

- |               |   |                          |
|---------------|---|--------------------------|
| ① 経済的なこと      | ① | <input type="checkbox"/> |
| ② 健康          | ② | <input type="checkbox"/> |
| ③ 老後          | ③ | <input type="checkbox"/> |
| ④ 家事など身の回りのこと | ④ | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 仕事          | ⑤ | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ 住宅          | ⑥ | <input type="checkbox"/> |
| ⑦ 結婚          | ⑦ | <input type="checkbox"/> |
| ⑧ 子ども以外の家族のこと | ⑧ | <input type="checkbox"/> |
| ⑨ その他 ( )     | ⑨ | <input type="checkbox"/> |

問 21 父子家庭になった直後(1年以内)に、お子様のことで、困ったり、悩んだりしたことはありますか。(あてはまるものをすべてに○をつけてください)

- |           |   |                          |
|-----------|---|--------------------------|
| ① 健康      | ① | <input type="checkbox"/> |
| ② しつけ     | ② | <input type="checkbox"/> |
| ③ 非行      | ③ | <input type="checkbox"/> |
| ④ 異性のこと   | ④ | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 学校の行事参加 | ⑤ | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ 不登校     | ⑥ | <input type="checkbox"/> |
| ⑦ 学習不振    | ⑦ | <input type="checkbox"/> |
| ⑧ 進学      | ⑧ | <input type="checkbox"/> |
| ⑨ 就職      | ⑨ | <input type="checkbox"/> |
| ⑩ その他 ( ) | ⑩ | <input type="checkbox"/> |

問 22 現在、お子様のことで、困ったり、悩んでいることはありますか。  
(あてはまるものをすべてに○をつけてください)

- |           |   |                          |
|-----------|---|--------------------------|
| ① 健康      | ① | <input type="checkbox"/> |
| ② しつけ     | ② | <input type="checkbox"/> |
| ③ 非行      | ③ | <input type="checkbox"/> |
| ④ 異性のこと   | ④ | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 学校の行事参加 | ⑤ | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ 不登校     | ⑥ | <input type="checkbox"/> |
| ⑦ 学習不振    | ⑦ | <input type="checkbox"/> |
| ⑧ 進学      | ⑧ | <input type="checkbox"/> |
| ⑨ 就職      | ⑨ | <input type="checkbox"/> |
| ⑩ その他 ( ) | ⑩ | <input type="checkbox"/> |

問 23 お子様の進学はどこまでを考えていますか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

- |             |   |                          |
|-------------|---|--------------------------|
| ① 中学校       | ① | <input type="checkbox"/> |
| ② 高校        | ② | <input type="checkbox"/> |
| ③ 高等専門学校    | ③ | <input type="checkbox"/> |
| ④ 短大        | ④ | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 大学・大学院    | ⑤ | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ 専修学校、各種学校 | ⑥ | <input type="checkbox"/> |
| ⑦ その他 ( )   | ⑦ | <input type="checkbox"/> |

**養育費について**

問 24 養育費を受け取っていますか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

- |                  |   |                          |
|------------------|---|--------------------------|
| ① 定期的に受け取っている。   | ① | <input type="checkbox"/> |
| ② 不定期だが受け取っている。  | ② | <input type="checkbox"/> |
| ③ 現在は受け取っていない。   | ③ | <input type="checkbox"/> |
| ④ 一度も受け取ったことがない。 | ④ | <input type="checkbox"/> |

問 25 養育費の取り決めなさっていますか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

- |                    |   |                          |
|--------------------|---|--------------------------|
| ① 公的文書で取り決めをしている   | ① | <input type="checkbox"/> |
| ② 私的文書で取り決めをしている   | ② | <input type="checkbox"/> |
| ③ 文書はないが、取り決めをしている | ③ | <input type="checkbox"/> |
| ④ 取り決めはしていない       | ④ | <input type="checkbox"/> |

問 26 問 25で、①または②、③に○をつけた方におたずねします。  
取り決めは守られていますか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

- ① 守られている
- ② 一部守られていない
- ③ 全く守られていない

(回答欄)

①	
②	
③	

**面会交流について**

問 27 離別等の夫とお子様との面会交流を行っていますか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

- ① 現在、定期的に行っている。
- ② 過去に行ったことがあるが、現在は行っていない。
- ③ 一度も行ったことがない。

(回答欄)

①	
②	
③	

問 28 今後、離別等の夫とお子様との面会交流を希望しますか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

- ① 離別等の夫と子どもが希望すれば、面会交流を行いたい。
- ② 離別等の夫が希望すれば、面会交流を行いたい。
- ③ 子どもが希望すれば、面会交流を行いたい。
- ④ 行いたくない。

(回答欄)

①	
②	
③	
④	

**行政にのぞむこと**

問 29 次の行政サービスを利用したことがありますか。また、今後利用したいですか。  
(あてはまるものをすべてに○をつけてください)

- ① 児童館
- ② 放課後児童クラブ
- ③ 放課後子ども教室
- ④ ファミリー・サポート・センター
- ⑤ いつでも子育てほっとライン(24時間365日の電話相談)
- ⑥ ショートステイ(子どもの一時預かり)
- ⑦ トワイライトステイ(子どもの夜間休日預かり)
- ⑧ 県や市町村が発行している子育て情報誌
- ⑨ 県や市町村が発行している子育てサイト
- ⑩ 各保健センターでの情報・相談サービス
- ⑪ 各地域公民館での家庭教育講座など
- ⑫ 教育相談センター・教育相談室

(回答欄)

	利用したことがある	今後利用したい
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		
⑨		
⑩		
⑪		
⑫		

問 30 次の行政サービスを利用したことがありますか。また、今後制度の充実を希望しますか。  
(あてはまるものをすべてに○をつけてください)

- ① 児童扶養手当
- ② 公営住宅の優先入居
- ③ 医療費の助成
- ④ 資格・免許取得講習会
- ⑤ 就職あっせん、就労支援
- ⑥ 子ども一時預かり制度
- ⑦ 母子寡婦福祉資金
- ⑧ 保育所・放課後児童クラブ・児童館
- ⑨ 保育サービス
- ⑩ 保育料の軽減
- ⑪ ひとり親世帯を対象としたレクレーション事業
- ⑫ ひとり親家庭相談窓口
- ⑬ 生活保護制度
- ⑭ 子育て・家事援助制度
- ⑮ 母子寡婦福祉会
- ⑯ 就学援助
- ⑰ 奨学金制度
- ⑱ 結婚を前提とした出会いの場
- ⑲ その他( )

(回答欄)

	利用したことがある	充実を希望する
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		
⑨		
⑩		
⑪		
⑫		
⑬		
⑭		
⑮		
⑯		
⑰		
⑱		

問 31 ひとり親家庭への支援に関してご意見・ご要望がありましたらご記入ください。

**ご協力ありがとうございました。**

## 平成25年度ひとり親家庭実態調査調査票（子ども用）

### 調査のお願い

- この調査は、ひとり親家庭の状況を知るための大切な調査です。
- この調査では、平成25年8月1日現在の状況をお答えください。
- お答えいただいた内容については、統計以外の目的には使用しません。ご協力をお願いします。
- この調査票は、お子様（中学生以上）が記入してください。
- 記入していただいた調査票は、お渡しした封筒に入れ、大分県子ども子育て支援課あて郵送してください。（切手は不要です。差出人の記載も不要です。）

該当する番号の回答欄に○印をご記入ください。

### あなたについて

問 1 あなたの性別を教えてください。（あてはまるもの1つに○をつけてください）

- ① 男性
- ② 女性

(回答欄)

①	
②	

問 2 あなたは、学校に通っていますか。（あてはまるもの1つに○をつけてください）

- ① 中学校
- ② 高校
- ③ その他

(回答欄)

①	
②	
③	

問 3 あなたの家族構成を教えてください。（あてはまるものをすべてに○をつけてください）

- ① 父
- ② 母
- ③ きょうだい
- ④ 祖父母
- ⑤ その他

(回答欄)

①	
②	
③	
④	
⑤	

### 悩み事について

問 4 あなたのことで、悩んだり、困ったりしたことはありますか。  
（あてはまるものをすべてに○をつけてください）

- ① 学校生活のこと
- ② 勉強のこと
- ③ 友人のこと
- ④ クラブ活動のこと
- ⑤ 進路のこと
- ⑥ その他（ ）

(回答欄)

①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	

問 5 あなた以外のことで、悩んだり、困ったりしたことはありますか。  
（あてはまるものをすべてに○をつけてください）

- ① 家庭のこと
- ② 経済的なこと
- ③ 両親のこと
- ④ その他（ ）

(回答欄)

①	
②	
③	
④	

### 進学等について

問 6 あなたの進学はどこまでを考えていますか。（あてはまるもの1つに○をつけてください）

- ① 中学校
- ② 高校
- ③ 高等専門学校
- ④ 短大
- ⑤ 大学・大学院
- ⑥ 専修学校、各種学校
- ⑦ その他（ ）

(回答欄)

①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	

問 7 あなたが、別れて暮らしているお父さん（お母さん）と会ったり、連絡を取ることがありますか。  
（あてはまるもの1つに○をつけてください）

- ① 現在、定期的に会ったり連絡を取っている。
- ② 過去に会ったり、連絡を取ったことがあるが、現在は行っていない。
- ③ 一度も会ったり連絡を取っていない。

(回答欄)

①	
②	
③	

問 8 今後、あなたが、別れて暮らしているお父さん（お母さん）と会ったり、連絡を取りたいですか。  
（あてはまるもの1つに○をつけてください）

- ① 会いたい。
- ② 会いたくない。
- ③ 分からない。

(回答欄)

①	
②	
③	

ご協力ありがとうございました。



#### 4 大分県社会福祉審議会児童相談分科会母子福祉部会委員

委員の別	所属団体、職名	氏名	備考
大分県社会福祉審議会児童相談分科会母子福祉部会委員	大分県議会議員 (福祉保健生活環境委員会委員長)	馬場 林	
	大分県民生委員児童委員協議会長	定宗 瑛子	
	一般財団法人大分県母子寡婦福祉連合会理事長	高柳 美子	部会長
	日本文理大学教授 (大分大学名誉教授)	山岸 治男	
	大分県地域婦人団体連合会長	後藤 ミツノ	
臨時委員	大分県母子自立支援員連絡協議会長	渡邊 ゆかり	
	日本司法支援センター法テラス大分事務局長	佐藤 周一	
	大分労働局職業安定部地方訓練受講者支援室長	久々宮 賢治	

#### 部会の開催と議題

○第1回会議:平成 26 年7月9日

- 1 ひとり親家庭の現状について
- 2 第2次計画の評価について
- 3 第3次計画骨子案について

○第2回会議:平成 26 年9月 18 日

- 1 ひとり親家庭実態調査結果について
- 2 第3次計画骨子案について
- 3 第3次計画案について

○第3回会議:平成 26 年 12 月 17 日

- 1 県民意見募集の結果について
- 2 評価指標案について
- 3 第3次計画案について



大分県ひとり親家庭等自立促進計画第3次計画

発行日 平成27年3月  
発行責任者 福祉保健部こども子育て支援課家庭福祉班  
電話 097-506-2703